

住まいの保障プラン 保険約款集

少額短期家財保険普通保険約款

賃貸住宅入居者賠償責任保険普通保険約款

保険料分割払特約

保険料クレジットカード支払特約

保険契約者さまへ

皆様にご契約いただきました「住まいの保障プラン」は家財保険および賃貸住宅入居者向けの賠償責任保険ならびに付帯される特約をセットにした保険商品です。

本保険約款集には、ご契約いただきました皆様にお支払いする保険金の内容とその金額、保険金をお支払いできない場合、保険契約が無効となる理由、解除（解約）となる理由、保険金請求の期限、ご契約後お守りいただきたい事項について記載している重要な書面です。

必ず内容をご確認いただき、保険証券と共に保管ください。

本保険約款集の構成について。

本保険約款集には「少額短期家財保険 普通保険約款」、「賃貸住宅入居者賠償責任保険 普通保険約款」ならびに「保険料分割払特約（少額短期家財保険・賃貸住宅入居者賠償責任保険共通）」、「保険料クレジットカード支払特約（少額短期家財保険・賃貸住宅入居者賠償責任保険共通）」が収められています。

普通保険約款および特約条項の左欄にはそれぞれの本文、右欄にはご契約いただきましたお客様にわかりやすくご理解いただくための「特記事項および用語の説明」が記載されています。どちらの欄も重要な事項となりますので、必ず内容をご確認ください。

「住まいの保障プラン保険約款集」目次

第1編 少額短期家財保険 普通保険約款

この保険契約の趣旨

第1章 定義

第1条(用語の定義)

第2章 保険金の支払い

第2条(保険の目的の範囲)

第3条(保険責任の始期および終期)

第4条(損害保険金のお支払いについて一家財の損害)

第5条(損害保険金のお支払いについて一通貨または預貯金証書の盗難による損害)

第6条(持出家財保険金のお支払いについて)

第7条(修理費用保険金のお支払いについて)

第8条(水害保険金のお支払いについて)

第9条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第10条(保険金を支払わない場合)

第3章 保険料の払込

第11条(保険料の払込方法)

第12条(口座振替による保険料の払込についての特則)

第4章 保険契約者・被保険者の義務 保険契約の無効・失効・解除事由等

第13条(告知義務)

第14条(通知義務)

第15条(借用住宅の用途変更による解除)

第16条(保険金額の調整)

第17条(重大事由による解除)

第18条(保険契約解除の方法)

第19条(保険契約解除の効力)

第20条(損害防止義務および損害防止費用)

第21条(保険契約の無効)

第22条(保険契約の失効)

みらい少額短期保険株式会社

第 23 条 (保険契約の取消)

第 24 条 (保険契約者による保険契約の解約)

第 5 章 保険料の返戻または請求

第 25 条 (保険料の返戻または請求—告知事項の承認、保険金額の調整および保険契約終了の場合)

第 26 条 (保険料の返戻—無効または失効、および取消の場合)

第 27 条 (保険料の返戻—解除の場合)

第 28 条 (保険料の返戻—保険契約者による解約の場合)

第 29 条 (保険料を返戻する場合の返戻方法)

第 6 章 損害の発生

第 30 条 (損害の発生)

第 31 条 (保険金の請求)

第 32 条 (残存物および盗難品の帰属)

第 33 条 (評価人および裁定人)

第 34 条 (代位)

第 35 条 (保険金の支払時期)

第 36 条 (保険金支払後の保険契約)

第 7 章 保険契約の更新

第 37 条 (保険契約の更新)

第 38 条 (保険契約更新時における保険料の見直し)

第 8 章 その他

第 39 条 (保険期間の途中における保険料の増額または保険金の削減)

第 40 条 (保険金請求権および返戻金請求権の時効)

第 41 条 (被保険者が複数の場合の取扱い)

第 42 条 (破産)

第 43 条 (訴訟の提起)

第 44 条 (準 拠 法)

第 2 編 賃貸住宅入居者賠償責任保険 普通保険約款

この保険契約の趣旨

第 1 章 定義

第 1 条 (用語の定義)

第 2 章 保険金の支払

第 2 条 (被保険者およびその範囲)

第 3 条 (保険責任の始期および終期)

第 4 条 (お支払いする保険金—住宅賠償責任保障)

第 5 条 (お支払いする保険金—借家人賠償責任保障)

第 6 条 (支払保険金の範囲)

第 7 条 (保険金の支払額)

第 8 条 (他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第 9 条 (保険金を支払わない場合—①各保障共通事項)

第 10 条 (保険金を支払わない場合—②住宅賠償責任保障に関する事項)

第 11 条 (保険金を支払わない場合—③借家人賠償責任保障に関する事項)

第 3 章 保険料の払込

第 12 条 (保険料の払込方法)

第 13 条 (口座振替による保険料の払込についての特則)

第 4 章 保険契約者・被保険者の義務 保険契約の無効・失効・解除事由等

第 14 条 (告知義務)

第 15 条 (通知義務)

第 16 条 (借用住宅の用途変更による解除)

第 17 条 (重大事由による解除)

第 18 条 (保険契約解除の方法)

第 19 条 (保険契約解除の効力)

第 20 条 (保険契約の無効)

第 21 条 (保険契約の失効)

第 22 条 (保険契約の取消)

第 23 条 (保険契約者による保険契約の解約)

みらい少額短期保険株式会社

第5章 保険料の返戻または請求

- 第24条(保険料の返戻または請求—告知事項の承認、および保険契約終了の場合)
- 第25条(保険料の返戻—無効または失効、および取消の場合)
- 第26条(保険料の返戻—解除の場合)
- 第27条(保険料の返戻—保険契約者による解約の場合)
- 第28条(保険料を返戻する場合の返戻方法)

第6章 損害の発生

- 第29条(損害の発生)
- 第30条(損害賠償責任解決の特則)
- 第31条(保険金の請求)
- 第32条(代位)
- 第33条(保険金の支払時期)
- 第34条(保険金の先取特権)

第7章 保険契約の更新

- 第35条(保険契約の更新)
- 第36条(保険契約更新時における保険料の見直し)

第8章 その他

- 第37条(保険期間の途中における保険料の増額または保険金の削減)
- 第38条(保険金請求権および返戻金請求権の時効)
- 第39条(被保険者が複数の場合の取扱い)
- 第40条(破産)
- 第41条(訴訟の提起)
- 第42条(準 拠 法)

保険料分割払特約条項(少額短期家財保険・賃貸住宅入居者賠償責任保険共通)

- 第1条(保険料の分割払)
- 第2条(分割保険料の払込について)
- 第3条(保険料の払込と保険責任の開始について)
- 第4条(分割保険料の払込猶予期間)
- 第5条(分割保険料の払込と保険金支払いについて)
- 第6条(保険料を一括して払い込まなければならない場合)
- 第7条(保険料の返戻について)
- 第8条(準用規定)

保険料クレジットカード支払特約条項(少額短期家財保険・賃貸住宅入居者賠償責任保険共通)

- 第1条(クレジットカードによる保険料支払)
- 第2条(クレジットカードによる保険料の払込について)
- 第3条(カード会社から一括払保険料または初回保険料相当額を領収できない場合)
- 第4条(分割払の二回目以降保険料の払込について)
- 第5条(分割保険料の払込と保険金支払について)
- 第6条(分割払の場合の保険料を一括して払い込まなければならない場合)
- 第7条(分割払の場合の保険料の返戻について)
- 第8条(保険料返戻の特則)
- 第9条(準用規定)

第1編 少額短期家財保険 普通保険約款

<p>この保険契約の趣旨</p>	
<p>この保険契約は、賃貸住宅に入居される方の所有する家財に生じた火災や盗難による損害を保障するための保険です。</p>	
<p>普通保険約款 第1章 定義</p>	<p>特記事項および用語の説明</p>
<p>第1条（用語の定義）</p> <p>この少額短期家財保険普通保険約款（以下「本保険約款」といいます）において使用する用語は、それぞれ以下の定義に従うものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当会社 みらい少額短期保険株式会社をいいます。 (2) 保険募集人 当会社より保険契約の締結に関する業務を委託された者をいいます。 (3) 保険契約者 当会社または保険募集人にこの保険契約の申込を行い、保険料をお支払いただく方をいいます。 (4) 記名被保険者 借用住宅の借主（法人契約においては、実際に居住する法人の役職員等をいいます。）で、かつ保険の目的である家財の所有者で、かつ保険証券に氏名が記載された方をいいます。 (5) 保険の目的 保障の対象となる物をいいます。 (6) 家財 日常生活を営むために、建物内に収容される家具、家電製品、衣類などの財産を指します。 (7) 生計を共にする同居の親族 生活費の全部または一部をともにしながら日常生活の本拠を同一にしている親族をいいます。同居していても、お互いが経済的に独立して完全に生活費を別にしてしている場合はこれに含まれません。なお、親族には、配偶者（事実婚含む）、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族が含まれます。 (8) 記名同居人 記名被保険者と借用住宅に同居しており、かつ保険証券に記名同居人として記名された方をいいます。 (9) 被保険者等 記名被保険者、記名同居人、記名被保険者と生計を共にする同居の親族をいいます。 (10) 危険 損害の発生の可能性をいいます。 (11) 破裂または爆発 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。 (12) 騒じょう 群衆等の行動によって数世帯以上にわたり平穏が害される状態をいいます。 (13) 暴動 群衆等の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。 (14) 床上浸水 畳敷きまたは板張り等の床を超える浸水のことをいいます。ただし、土間、たたきの浸水は床上浸水に含まれません。 (15) 再調達価額 保険の目的と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とされる額をいいます。 (16) 預貯金証書 金融機関等の預貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。 (17) 借用住宅 記名被保険者の方が居住用として借用する建物の戸室もしくは住宅をいいます。 (18) 貸主 前項借用住宅を記名被保険者に貸与している方をいいます。転貸人も含みます。 	

普通保険約款 第2章 保険金の支払い	特記事項および用語の説明
<p>第2条（保険の目的の範囲）</p> <p>1.（保険の目的）</p> <p>(1) この保険契約における保険の目的は、保険証券記載の借用住宅^{注1}に収容される記名被保険者が所有する家財とします。</p> <p>(2) 記名被保険者と生計を共にする同居の親族もしくは記名同居人の所有する家財で、保険証券記載の借用住宅に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、保険の目的に含まれます。</p> <p>(3) 保険の目的には特別の約定がないかぎり、被保険者等の所有する畳、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備は保険の目的に含まれます。</p> <p>(4) 保険証券記載の借用住宅の敷地内にある保管場所に管理されている、被保険者等の所有する自転車または原動機付自転車は保険の目的に含まれます。</p> <p>2.（保険の目的の範囲に含まれない物）</p> <p>次に掲げる物は、保険の目的に含まれません。</p> <p>① 自動車^{注2}</p> <p>② 通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物^{注3}</p> <p>3.（保険証券への明記が必要なもの）</p> <p>次に掲げる物は、保険証券に明記されていないときは、保険の目的に含まれません^{注4}。</p> <p>① 貴金属、宝飾品ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの</p> <p>② 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの</p>	<p>注1 借用住宅にはベランダなど被保険者等が占有して使用する部分を含みます。</p> <p>注2 自動車には自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。</p> <p>注3 通貨または預貯金証書に盗難による損害が生じたときは、本保険約款第5条（損害保険金のお支払いについて-通貨または預貯金証書の盗難による損害）に定める所により保険金をお支払いします。</p> <p>注4 ①に関して保険証券に明記する場合には、その名称と一個または一組の価額について明記する必要があります。</p> <p>②に関して保険証券に明記する場合には、金額の多寡に係らずその名称と金額を明記する必要があります。なお、①②ともに、本保険約款では以下「明記物件」と表示します。</p>
<p>第3条（保険責任の始期および終期）</p> <p>1.（保険責任の開始日）</p> <p>当会社の保険責任は①保険契約の承諾日、②保険契約申込書に記載された保険契約者が希望する保険期間開始日、③保険料の領収日^{注5}のいずれか遅い日の午後4時から始まり、保険証券記載の保険期間末日（応当日）の午後4時に終わります。</p> <p>2.（保険料を口座振替にて払い込む場合の特則）</p> <p>保険契約者が本保険約款第11条（保険料の払込方法）第1項第4号に定める方法にて保険料を払い込む場合には、当会社の保険責任は、①保険契約の承諾日、②保険契約申込書に記載された保険契約者が希望する保険期間開始日のいずれか遅い日の午後4時から始まり、保険証券記載の保険期間末日（応当日）の午後4時に終わります。</p>	<p>注5 保険料の払込方法により当社が保険料領収日とみなす日が異なります。詳しくは本保険約款第11条（保険料の払込方法）第2項をご覧ください。</p>

<p>第4条 (損害保険金のお支払いについて一家財の損害)</p> <p>1.(保険金をお支払いする場合) 当会社はこの約款に従い、保険の目的に次の各号のいずれかに該当する事故によって損害^{注6}が生じたときは、保険証券記載の金額を限度に、損害の額を損害保険金として支払います。</p> <p>(1)火災、落雷、破裂または爆発 (2)台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災(洪水、高潮等を除きます。)、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災(融雪洪水を除きます。) (3)建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、または土砂崩れの事故による損害を除きます。 (4)給排水設備^{注7}に生じた事故または被保険者等以外の者が占有する借用住宅で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。 (5)騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 (6)盗難^{注8}によって保険の目的について生じた盗取、き損または汚損の損害</p> <p>2.(損害保険金の算定) 当会社が前項の損害保険金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその保険の目的の再調達価額によって定めます。ただし、損害の生じた保険の目的が明記物件^{注4}である場合には、第3項に定めた取扱とします。</p> <p>3.(明記物件^{注4}の保険金支払限度額) (1) 貴金属、宝飾品ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものを保険証券に明記して保険の目的に含めた場合、その物に盗難による損害が生じたときの当会社の支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。 (2) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物を保険証券に明記して保険の目的に含めた場合、その物に損害が生じたときの当会社の支払うべき保険金の額は、保険証券記載の保険金額を限度に明記物件の価額とします。</p>	<p>注6 損害には消防または避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害を含みます。</p> <p>注7 給排水設備にはスプリンクラー設備・装置を含みます。</p> <p>注8 盗取、強盗、窃盗またはこれらの未遂をさします。</p>
<p>第5条 (損害保険金のお支払いについて一通貨または預貯金証書の盗難による損害)</p> <p>1.(保険金をお支払いする場合) 当会社は、この約款に従い、保険証券記載の借用住宅内において通貨または預貯金証書の盗難によって損害が生じたときは、次に掲げる事実のすべてがあったことを条件に、本条第2項および第3項に定める金額を限度に損害の額を損害保険金として支払います。</p> <p>(1) 現金の盗難による損害 保険契約者または被保険者等が盗難を知った後、直ちに警察に対して被害の届出をしたこと</p> <p>(2) 預貯金証書の盗難による損害 ① 保険契約者または被保険者が盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと ② 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと ③ 発生した損害に対して、金融機関等より補償が受けられない額が生じたこと</p> <p>2.(通貨の盗難の場合の保険金支払限度額) 通貨の盗難の場合の当会社の支払うべき保険金の額は、保険証券記載の借用住宅内において発生した1回の事故につき、20万円または損害額のいずれか低い額を限度とします。</p> <p>3.(預貯金証書の盗難の場合の保険金支払限度額) 預貯金証書の盗難の場合の当会社の支払うべき保険金の額は、保険証券記載の借用住宅内において発生した1回の事故につき、200万円または損害額のいずれか低い額を限度とします。</p>	

<p>第6条(持出家財保険金のお支払いについて)</p> <p>1.(保険金をお支払いする場合)</p> <p>当社は、この約款に従い、保険の目的のうち被保険者等によって保険証券記載の借用住宅から一時的に持ち出された家財^{注9}に、日本国内の他の建築物内^{注10}において本保険約款第4条(損害保険金のお支払いについて一家財の損害)第1項第1号から第6号に掲げる事故によって損害が生じたときは、本条第3項に定められた金額を限度に、損害の額を損害保険金として支払います。</p> <p>ただし、借用住宅内から一時的に持ち出された通貨または預貯金証書に対して生じた損害が盗難によるものの場合には、保険金をお支払いできません。</p> <p>2.(損害保険金の算定)</p> <p>当社が前項の保険金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその保険の目的の再調達価額によって定めます。ただし、損害の生じた保険の目的が明記物件^{注4}である場合には、当社が保険金として支払うべき損害の額は、保険証券に記載された明記物件の価額とします。</p> <p>3.(持出家財の保険金支払限度額)</p> <p>当社が前項の規定による損害の額を持出家財保険金として支払う場合は、1回の事故につき100万円または保険証券記載の保険金額の20%に相当する額のいずれか低い額を限度とします。</p>	<p>注9 保険証券記載の借用住宅から旅行や買い物等の理由で住宅内から一時的に持ち出された家財をさし、以下本保険約款では「持出家財」とします。</p> <p>注10 建築物にはアーケード、地下道等専ら通路に利用されるものは含まれません。</p>
<p>第7条(修理費用保険金のお支払いについて)</p> <p>1.(保険金をお支払いする場合)</p> <p>当社は、この約款に従い、次に掲げる事故により保険証券記載の借用住宅に損壊が発生し、記名被保険者がその損壊を貸主との約定によって損壊が発生する前の状態に復帰させるために自己の費用で修理を行った場合には、その修理のために発生した費用に対して、修理費用保険金を支払います^{注11}。</p> <p>(1) 借用住宅に生じた盗難による借用住宅の損害</p> <p>(2) 借用住宅の給排水設備に生じた事故^{注11}による借用住宅の損害</p> <p>2.(修理費用保険金の範囲)</p> <p>当社が保険金として支払う範囲は、記名被保険者が、現実に支払った修理費用とします。ただし、次に掲げる物についての修理費用は除きます。</p> <p>(1) 壁、柱、床^{注12}、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部</p> <p>(2) 共同住宅である建物の玄関、ロビー、廊下、昇降機、被保険者等の占有する借用戸室以外の便所、浴室、門、塀、垣、給水塔などで共同住宅居住者の共同の利用に供せられるもの</p> <p>また、修理費用を支払うことによって記名被保険者が代位取得する物があるときは、その価額を修理費用から差し引くものとします。</p> <p>3.(修理費用保険金の支払限度額)</p> <p>当社が1回の事故につき支払うべき修理費用保険金は、次の金額とします。</p> <p>(1) 借用住宅に生じた盗難による場合は5万円を限度に記名被保険者の支払った修理費用</p> <p>(2) 借用住宅の給排水設備に生じた事故による場合は100万円を限度に記名被保険者の支払った修理費用</p>	<p>注11 給排水設備そのものの事故は保障の対象となりません。</p> <p>注12 たたみ、カーペットの損害は除きます。</p>
<p>第8条(水害保険金のお支払いについて)</p> <p>1.(保険金をお支払いする場合)</p> <p>当社は、この約款に従い、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって、保険の目的を収容する借用住宅が床上浸水を被った結果、保険の目的である家財に損害が生じた場合に、保険証券記載の保険金額を限度に、損害の額を水害保険金として支払います。</p> <p>2.(水害保険金の算定)</p> <p>当社が前項の水害保険金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその保険の目的の再調達価額によって定めます。ただし、損害の生じた保険の目的が明記物件^{注4}である場合には、第3項に定めた取扱とします。</p> <p>3.(明記物件^{注4}の保険金支払限度額)</p> <p>(1) 貴金属、宝飾品ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものを保険証券に明記して保険の目的に含めた場合、その物に損害が生じたときの当社の支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。</p> <p>(2) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物を保険証券に明記して保険の目的に含めた場合、その物に損害が生じたときの当社の支払うべき保険金の額は、保険証券記載の保険金額を限度に明記物件の価額とします。</p>	

第9条(他の保険契約がある場合^{注13}の保険金の支払額)

当会社で保険金を支払うべき損害に対して、他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払うべき保険金の額(以下「支払責任額」といいます。)の合計額が、保険金の種類毎に別表に掲げる支払限度額(以下「支払限度額」といいます。)を超えるときは、当会社は、次の各号に定める額を保険金として支払います。

- (1) 他の保険契約から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- (2) 他の保険契約から保険金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

【別表】

保険金の種類		支払限度額
1	家財の盗難以外による損害で、損害保険金が支払われる場合	損害の額
2	家財の盗難による損害で、損害保険金が支払われる場合	(1) 本保険約款第2条第3項①、②に定める明記物件 1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円(他の保険契約に、限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
		(2) 上記以外 損害の額
3	通貨または預貯金証書の盗難による損害で、損害保険金が支払われる場合	(1) 通貨 保険証券記載の借用住宅内にて発生した1回の事故につき、20万円(他の保険契約に限度額が20万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
		(2) 預貯金証書 保険証券記載の借用住宅内にて発生した1回の事故につき、200万円(他の保険契約に、限度額が200万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
4	持出家財の損害に対し、損害保険金が払われる場合	1回の事故につき、100万円(他の保険契約に、限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または保険金額の20%のいずれか低い額
5	修理費用保険金	1回の事故につき100万円を限度に被保険者が実際に負担した修理費用の額。ただし、借用住宅に生じた盗難による損害の修理費用については、5万円を限度
6	水害保険金	損害の額

注13 第9条において他の保険契約がある場合とは、当会社を含む他の保険会社(少額短期保険事業者、特定保険業者含む)及び保険業法以外の根拠法に基づく制度共済等で同等の保障を担保する契約を締結している場合をさします。

<p>第10条(保険金を支払わない場合)</p> <p>1.(保険金を支払わない場合) 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者等の故意もしくは重大な過失または法令違反</p> <p>(2) 被保険者等以外が保険金を受け取るべき場合において保険金受取人またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の保険金受取人が受け取るべき金額については除きます。</p> <p>(3) 保険契約者または被保険者等が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触</p> <p>(4) 本保険約款第4条(損害保険金のお支払いについて-家財の損害)第1項第1号から第5号に該当する事故または第8条(水害保険金のお支払いについて)の事故の際における保険の目的の紛失または盗難</p> <p>(5) 保険の目的である家財が屋外^{注14}にある間に生じた盗難</p> <p>(6) 自転車または原動機付自転車^{注15}が持ち出された際の盗難</p> <p>2.(保険金を支払わない場合-戦争や地震等の特殊な事由による損害)^{注16} 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害(これらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。)に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>(2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>(3) 核燃料物質^{注17}もしくは核燃料物質によって汚染された物^{注18}の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故</p> <p>3.(保険金を支払わない場合-保険料領収前の事故)</p> <p>(1) 当社は、保険証券記載の保険期間が始まった後でも、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。</p> <p>(2) 前項の場合において、保険契約者は保険金支払を受ける前に保険料を一括して当社に払い込むことで、当社は保険金を支払います。</p> <p>(3) 前号の保険料を一括して払い込まなければならない場合において、保険契約者が希望し当社が承認した場合には、保険料に相当する金額を保険金から差し引いて、保険金をお支払いするものとします。</p>	<p>注14 屋外とは借用住宅以外の場所にある状態をさします。借用住宅が一戸建ての場合においては、敷地外にある状態をさします。</p> <p>注15 本保険約款での「原動機付自転車」とは総排気量が 125cc 以下のものをいいます。</p> <p>注16 この場合の損害により保険契約が失効した場合の保険料の返戻は、本保険約款第26条(保険料の返戻-無効または失効、および取消の場合)をご覧ください。</p> <p>注17 核燃料物質には使用済燃料を含みます。</p> <p>注18 核燃料物質によって汚染された物の放射性には、原子核分裂生成物を含みます。</p>
<p>普通保険約款 第3章 保険料の払込</p>	<p>特記事項および用語の説明</p>
<p>第11条(保険料の払込方法)</p> <p>1.(保険料の払込方法) 保険料の払込方法は次の各号により行います。いずれの払込方法も一括払いとします。</p> <p>(1) 保険募集人への現金での払込</p> <p>(2) 保険募集人もしくは当社の銀行口座への振込</p> <p>(3) 当社への直接の払込^{注19}</p> <p>(4) 保険契約者が指定し当社が承認する金融機関等の預貯金口座からの口座振替</p> <p>(5) 当社が指定したコンビニエンスストア払込票を用いて、当社指定のコンビニエンスストアからの払込</p> <p>2.(保険料の領収日) 前項の払込方法に対する保険料の領収日は下記のとおりとします。</p> <p>(1) 保険募集人への現金での払込の場合 払い込んだ日を保険料領収日とします。ただし、払込が午後4時を過ぎた場合には、払込のあった日の翌日を保険料領収日とみなします。</p> <p>(2) 保険募集人もしくは当社の銀行口座への振込 口座への着金日を保険料領収日とします。</p> <p>(3) 当社への直接の払込^{注19} 当社への到着日を保険料領収日とします。ただし、当社への到着が午後4時を過ぎた場合には、到着した日の翌日を保険料領収日とみなします。</p> <p>(4) 口座振替 保険証券に記載の保険料口座振替日(保険料引落日)^{注20}を保険料領収日とします。</p> <p>(5) コンビニエンスストア払込票による払込 保険契約者がコンビニエンスストアにて払い込んだ日を保険料領収日とみなします。ただし、払込が午後4時を過ぎた場合には、払込のあった日の翌日を保険料領収日とみなします。</p>	<p>注19 直接の払込とは保険会社に持参する場合のほか現金書留などを含みます。</p> <p>注20 以下本約款において「保険料引落日」といいます。</p>

<p>第12条(口座振替による保険料の払込についての特則)</p> <p>1.(保険契約者の義務) 本保険約款第11条(保険料の払込方法)第1項第4号により保険料を口座振替によって払い込む場合には、次の各号のすべてを満たしていなければなりません。</p> <p>(1) 保険契約締結時に当社が提携する金融機関等に口座振替に使用する口座が指定されていること</p> <p>(2) この保険契約の締結と同時に口座振替依頼書の当社への提出が完了していること</p> <p>(3) 保険料引落日の前日までに保険料相当額を口座振替に使用する口座に預入れていること</p> <p>2.(保険料領収日の取扱い) 保険料引落日が金融機関休業日の場合で、かつ翌営業日に引き落とされた場合には保険料引落日に引き落とされたものとみなします。</p> <p>3.(保険料引落日に保険料相当額が引き落とせなかった場合の取扱い) 保険料引落日に保険料相当額が引き落とせなかった場合、当社は、本保険約款第18条(保険契約解除の方法)に定める方法によってこの保険契約を解除することができます。</p>	
<p>普通保険約款 第4章 保険契約者・被保険者の義務 保険契約の無効・失効・解除事由等</p>	<p>特記事項および用語の説明</p>
<p>第13条(告知義務)</p> <p>1.(告知義務) 保険契約者または記名被保険者もしくはこれらの代理人は、保険契約締結の際に、当社が危険に関する重要な事項として告知を求める下記の事項(以下「告知事項」といいます)について事実をありのままに記入することにより当社に告知する義務があります。</p> <p>(1) 他の保険契約の有無^{注13}</p> <p>(2) 借用住宅の用途</p> <p>2.(告知義務違反による解除)^{注21} 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者もしくはこれらの代理人が告知事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合、本保険約款第18条(保険契約解除の方法)に定める方法によってこの保険契約を解除することができます。</p> <p>3.(告知義務違反を適用しない場合) 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には告知義務違反を適用しません。</p> <p>(1) 前項の、告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合</p> <p>(2) 当社が保険契約締結の際、告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または当社の過失によってこれを知らなかった場合</p> <p>(3) 保険契約者または記名被保険者が、保険金支払対象の事故によって損害が発生する前に、告知事項についての更正を書面をもって当社に申し出て、当社がこれを承認した場合^{注22}</p> <p>(4) 当社が告げなかった事実または告げた不実のことを知ったときから保険契約を解除しないで1ヵ月を経過した場合、または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合</p> <p>(5) 告げなかった事実または告げた不実のことが、当社が行う危険測定に関係のないものであった場合</p> <p>4.(告知義務違反による契約解除と保険金支払事由の発生について) 保険金支払事由が発生した後に、本条第2項の規定による解除が行われた場合、本保険約款第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除までに発生した保険金支払事由による損害については、保険金を支払いません。この場合において既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。</p> <p>また、告知義務違反となった事項と保険金支払事由に因果関係が無い場合で、保険金を支払っていない場合には、当社は保険金をお支払いした後に契約を解除し、保険金をお支払いしている場合には保険金の返還請求を行わず契約を解除します。</p>	<p>注21 契約が解除となった場合の保険料の返戻については本保険約款第27条(保険料の返戻—解除の場合)をご覧ください。</p> <p>注22 更正を申し出た事実について、仮に保険契約締結の当時に当社に告げられていた場合でも当社が保険契約の締結を承諾していたと認めるものに限り、これを承認するものとします。</p>

<p>第 14 条(通知義務)</p> <p>1.(通知義務)</p> <p>保険契約締結の後、第 1 号および第 2 号のいずれかに該当する契約条件の変更が生じる場合には、保険契約者または記名被保険者は、契約条件が変更になることを知っていた場合にはあらかじめその旨を当会社に申し出て承認を請求しなければなりません^{注 23}。また予見できない場合には、その発生を知った後遅滞なく当会社に通知しなければなりません。また第 3 号から第 10 号のいずれかに該当する契約条件の変更が生じる場合には、保険契約者または記名被保険者は遅滞なく、その旨を当会社に通知してください。</p> <p>(1) 他の保険契約の有無^{注 13}</p> <p>(2) 保険の目的を収容する借用住宅の用途を変更するとき</p> <p>(3) 保険契約者と記名被保険者が異なる場合における保険契約者の住所変更</p> <p>(4) 被保険者等の保有する家財を全て他人に譲渡するとき</p> <p>(5) 保険証券記載の住所から転居する場合</p> <p>(6) 保険証券に明記された保険の目的を保険証券記載の借用住宅以外に移転するとき^{注 24}</p> <p>(7) 保険証券に明記した保険の目的を他人に譲渡するとき</p> <p>(8) 記名同居人に変更が生じたとき</p> <p>(9) 法人が保険契約者となって、当該法人の役員または従業員(以下「従業員等」といいます。)を記名被保険者とし、従業員等が借用住宅に居住する場合で、従業員等に変更が生じたとき</p> <p>(10) 保険契約者もしくは記名被保険者の改姓、改名</p> <p>2.(通知義務違反時の保険金の支払)</p> <p>当会社への通知を怠った場合には、前項の事実が発生した時、または保険契約者もしくは記名被保険者が前項の事実の発生を知った時から当会社が通知を受けるまでの間に生じた損害に対しては、保険金の支払いを留保する場合があります^{注 25}。ただし、通知の遅滞について当会社が認める合理的な理由がある場合にはこの限りではありません。</p>	<p>注 23 通知すべき事実がなくなった場合には、通知の必要はありません。</p> <p>注 24 本保険約款第 4 条(損害保険金のお支払いについて一家財の損害)第 1 項第 1 号から第 6 号の事故および第 8 条(水害保険金のお支払いについて)の事故を避けるために、他に搬出した場合の 5 日間については通知の必要はありません。</p> <p>注 25 本保険約款第 14 条(通知義務)第 1 項第 2 号については、第 15 条(借用住宅の用途変更による解除)の規定を適用するものとします。</p>
<p>第 15 条(借用住宅の用途変更による解除)</p> <p>1.(借用住宅の用途変更による解除)</p> <p>当会社は、保険契約者または被保険者等が保険の目的を収容する借用住宅の用途を居住用から業務用(居住と業務併用を含みます。)に変更した場合には、本保険約款第 18 条(保険契約解除の方法)に定める方法によってこの保険契約を解除することができます。</p> <p>2.(借用住宅の用途変更による解除と保険金支払事由の発生について)</p> <p>保険金支払事由が発生した後に、前項の規定による解除が行われた場合であっても、前項の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険金支払事由に対しては、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社はその返還を請求することができます。</p>	
<p>第 16 条(保険金額の調整)</p> <p>1.(超過保険の場合)</p> <p>保険契約締結の際、保険金額が保険の目的の価額を超えていた場合には、保険契約者、記名被保険者およびこれらの代理人が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は当会社に対する書面による通知をもって、その超過した部分について、この保険契約を取り消すことができます。</p> <p>2.(保険価額が減少した場合)</p> <p>保険契約締結の後、保険の目的の価額が著しく減少したときは、保険契約者は当会社に対する書面による通知をもって、将来に向かって保険金額を、減少後の保険の目的の価額に至るまでの減額を行うことができます。</p> <p>3.(保険金額の増額の場合)</p> <p>保険契約締結の後、保険契約者が保険の目的が増加した事による保険金額の増額を行う場合には、保険契約者は当会社に対する書面による通知をもって、将来に向かって保険金額を増額することができます。</p>	

<p>第 17 条(重大事由による解除)</p> <p>1.(重大事由による解除)</p> <p>当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、本保険約款第 18 条(保険契約解除の方法)に定める方法によってこの保険契約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと</p> <p>(2) 被保険者等が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと</p> <p>(3) 被保険者等が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと</p> <p>(4) 前三号に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者等が、前三号の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと</p> <p>2.(重大事由による解除と保険金支払事由の発生について)</p> <p>保険金支払事由が生じた後に、前項の規定による解除が行われた場合であっても、本保険約款第 19 条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、前項各号の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険金支払事由に対しては、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社はその返還を請求する事ができます。</p>	
<p>第 18 条(保険契約解除の方法)</p> <p>(1) 保険料を口座振替によって払い込む場合で、保険料が払い込まれないことによる解除は、保険契約者にあてた書面による通知をもって行い、本保険約款第 19 条(保険契約解除の効力)の規定および解除となった日付にかかわらず、保険責任開始日まで遡り契約が解除されるものとします。</p> <p>(2) 告知義務の違反による保険契約の解除は、保険契約者にあてた書面による通知をもって行います。</p> <p>(3) 借用住宅の用途変更による解除は、保険契約者にあてた書面による通知をもって行います。</p> <p>(4) 重大事由による解除は、保険契約者にあてた書面による通知をもって行います。</p>	
<p>第 19 条(保険契約解除の効力)</p> <p>保険契約の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。</p>	
<p>第 20 条(損害防止義務および損害防止費用)</p> <p>1.(損害防止義務)</p> <p>保険契約者または被保険者等は、本保険約款第 4 条(損害保険金のお支払いについて一家財の損害)から第 8 条(水害保険金のお支払いについて)に定められた保険金支払対象の事故が生じたときは、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。</p> <p>2.(損害防止費用の範囲)</p> <p>当会社が保険金を支払うべき事故が発生した際に、保険契約者または被保険者等が、損害の発生および拡大の防止に必要なまたは有益な費用を支出した場合、当会社は、次の各号に掲げる費用に限り、これを負担します。</p> <p>(1) 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用</p> <p>(2) 消火活動に使用したことにより損傷した物^{注26}の修理費用または再取得費用</p> <p>(3) 消火活動のために緊急に投入された器材にかかわる費用^{注27}</p> <p>3.(損害防止義務の不履行)</p> <p>保険契約者および被保険者等が故意または重大な過失によって損害防止義務を履行しなかったときは、当会社は、損害の発生および拡大の防止することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。</p> <p>4.(他の保険契約がある場合の損害防止費用の算出方法)</p> <p>本保険約款第9条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)の規定は、本条第2項に規定する費用を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第9条規定中の「別表に掲げる支払限度額」とあるのは、「第20条(損害防止義務および損害防止費用)第2項によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。</p> <p>5.(損害防止費用の支払いに関する取扱い)</p> <p>本条第2項に規定した費用について、負担する費用と他の保険金との合計額が保険証券記載の保険金額を超えるときでも、当会社はこの費用を負担します。</p>	<p>注26 損傷した物には消火活動に従事した者の着用物を含みます。</p> <p>注27 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものは含まれません。</p>

<p>第 21 条(保険契約の無効)^{注28}</p> <p>保険契約締結の際、次の各号のいずれかに該当する事実があったときは、保険契約は無効とします。</p> <p>(1) 保険契約者、記名被保険者またはこれらの代理人が、当社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたとき</p> <p>(2) 保険契約者または代理人が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結したとき</p> <p>(3) 同一の被保険者等または同一の借用住宅に対して、既に本保険契約と同種の保険契約が当社との間で締結されている場合。この場合には、後から締結された保険契約を無効とします。</p>	<p>注28 無効とは、契約締結当初から保険契約が成立しなかったとすることをさします。なお無効の場合の保険料の返戻については、本保険約款第 26 条(保険料の返戻—無効または失効、および取消の場合)をご覧ください。</p>
<p>第 22 条(保険契約の失効)^{注29}</p> <p>保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したときに、保険契約は失効します。</p> <p>① 保険の目的の全部が滅失した場合</p> <p>② 保険の目的の全部を譲渡した場合</p> <p>③ 保険の目的の全部を他の場所へ移転した場合</p>	<p>注29 失効とは、保険契約が効力を失うことを指します。なお失効の場合の保険料の返戻については、本保険約款第 26 条(保険料の返戻—無効または失効、および取消の場合)をご覧ください。</p>
<p>第 23 条(保険契約の取消)</p> <p>保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の代理人の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者にあてた書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。</p>	
<p>第 24 条(保険契約者による保険契約の解約)</p> <p>保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます^{注30}。</p> <p>ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されているときは、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ本保険契約の解約はできません。</p>	<p>注30 解約の場合の保険料の返戻については、本保険約款第 28 条(保険料の返戻—保険契約者による解約の場合)をご覧ください。</p>
<p>普通保険約款 第 5 章 保険料の返戻または請求</p>	<p>特記事項および用語の説明</p>
<p>第 25 条(保険料の返戻または請求—告知事項の承認、保険金額の調整および保険契約終了の場合)</p> <p>1.(告知事項の承認の場合)</p> <p>告知事項の更正を承認する場合において保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返戻または請求します。</p> <p>2.(保険金額の調整の場合)</p> <p>(1) 本保険約款第16条(保険金額の調整)第1号に規定する事項を承認する場合において、当社は、超過した保険金額に対応する保険料を返戻します。</p> <p>(2) 本保険約款第16条(保険金額の調整)第2号に規定する事項を承認する場合において、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、保険料を返戻します。</p> <p>(3) 本保険約款第 16 条(保険金額の調整)第 3 号に規定する事項を承認する場合において、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、保険料を請求します。</p> <p>3.(保険料の返戻または請求時の計算方法について)</p> <p>前二項により保険料の返戻または請求が発生する場合、当社は以下の各号に定める方法にて計算します。</p> <p>(1) 変更前の保険料が変更後の保険料より高いときは、保険契約者が変更の申し出を行った日以降で、当社が承認した保険契約者が希望する日を基準日とし、残余期間における変更前の保険料と変更後の保険料を計算し、その差額につき保険証券記載の保険料返戻率表に基づき保険料を返戻します。この場合の残余期間は変更日を基準に一月未満の端日数を切り捨てた整数月とします。</p> <p>(2) 変更前の保険料が変更後の保険料より低いときは、保険契約者が変更の申し出を行った日以降で、当社が承認した保険契約者が希望する日を基準日とし、残余期間に対して増額となった保険料と変更前の保険料の差額を月割りにて請求します。この場合の残余期間は変更日を基準に一月未満の端日数を切り上げた整数月とし、保険契約者は当社の指定する払込日までに保険料を払い込まなければなりません。なお、追加保険料が払い込まれない場合もしくは不足した場合には変更後の保障は開始されません。</p> <p>4.(保険契約が終了する場合の保険料の返戻)</p> <p>当社は、この保険契約が終了する場合に保険期間の末日以降の期日に対応する保険料を受領していた場合には、その払い込まれた保険料の全額を返戻します。</p>	

<p>第 26 条(保険料の返戻—無効または失効、および取消の場合)</p> <p>1.(無効の場合)</p> <p>(1) 本保険約款第 21 条(保険契約の無効)第 1 号の規定により、保険契約が無効となる場合には、当会社は保険料を返戻しません。ただし、当社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたにもかかわらず、保険契約を締結した場合は、既に払い込まれた保険料の全額を返戻します。</p> <p>(2) 本保険約款第 21 条(保険契約の無効)第 2 号の規定により、保険契約が無効となる場合には、当会社は保険料を返戻しません。</p> <p>(3) 本保険約款第 21 条(保険契約の無効)第 3 号の規定により、保険契約が無効となる場合には、当会社は既に払い込まれた保険料の全額を返戻します。</p> <p>2.(失効の場合)</p> <p>本保険約款第22条(保険契約の失効)の規定により、保険契約が失効となる場合には失効となった日を基準に残余期間について保険証券記載の保険料返戻率表に基づき月割りにて計算した額を返戻します。この場合の残余期間は失効日を基準に一ヵ月未満の端日数を切り捨てた整数月とします。</p> <p>3.(取消の場合)</p> <p>本保険約款第23条(保険契約の取消)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当会社は保険料を返戻しません。</p>	
<p>第 27 条(保険料の返戻—解除の場合)</p> <p>1.(告知義務違反による解除の場合の保険料返戻)</p> <p>告知義務違反により、当社が保険契約を解除するときは、当会社は、解除となった日を基準に残余期間について保険証券記載の保険料返戻率表に基づき月割りにて計算した額を返戻します。この場合の残余期間は解除日を基準に一ヵ月未満の端日数を切り捨てた整数月とします。</p> <p>2.(借用住宅の用途変更による解除の場合の保険料返戻)</p> <p>本保険約款第 15 条(借用住宅の用途変更による解除)の規定により、保険契約が解除となる場合には、当会社は、解除となった日を基準に残余期間について保険証券記載の保険料返戻率表に基づき月割りにて計算した額を返戻します。この場合の残余期間は解除日を基準に一ヵ月未満の端日数を切り捨てた整数月とします。</p> <p>3.(重大事由による解除の場合の保険料返戻)</p> <p>(1) 本保険約款第 17 条(重大事由による解除)第 1 項第 1 号の規定により、保険契約が解除となる場合には、当会社は保険料を返戻しません。</p> <p>(2) 本保険約款第 17 条(重大事由による解除)第 1 項第 2 号から第 4 号の規定により、保険契約が解除となる場合には、当会社は、解除となった日を基準に残余期間について保険証券記載の保険料返戻率表に基づき月割りにて計算した額を返戻します。この場合の残余期間は解除日を基準に一ヵ月未満の端日数を切り捨てた整数月とします。</p>	
<p>第 28 条(保険料の返戻—保険契約者による解約の場合)</p> <p>保険契約者から解約の申し出があった場合には、保険契約者が解約の申し出を行った日以降で、当社が承認した保険契約者が希望する日を基準に残余期間について保険証券記載の保険料返戻率表に基づき月割りにて計算した額を返戻します。この場合の残余期間は解約日を基準に一ヵ月未満の端日数を切り捨てた整数月とします。</p>	
<p>第 29 条(保険料を返戻する場合の返戻方法)</p> <p>本保険約款の定めるところにより保険料が返戻される場合には、当会社は保険契約者の指定する金融機関等の預貯金口座に直接振り込むことにより、保険料を返戻します。</p>	

普通保険約款 第6章 損害の発生	特記事項および用語の説明
<p>第30条(損害の発生)</p> <p>1.(損害発生の場合の通知義務) 保険契約者または記名被保険者は、保険の目的について損害が生じたことを知ったときは当社に遅滞なく通知しなければなりません。</p> <p>2.(損害発生の場合の保険の目的の調査及び移転) 保険の目的について損害が生じたときは、当社は、事故が生じた借用住宅を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者等の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。</p>	
<p>第31条(保険金の請求)</p> <p>1.(保険金の請求時期) 保険契約者または記名被保険者は、本保険約款第4条(損害保険金のお支払いについて一家財の損害)から第8条(水害保険金のお支払いについて)に定められた保険金支払対象の事故による損害が生じた時から、保険金の請求を行えるものとします。</p> <p>2.(保険金請求時の必要書類) 保険契約者または記名被保険者が保険金の請求を行う場合には、当社が提出を求めた書類を提出しなければなりません。</p> <p>(1) 保険金請求書 (2) 損害見積書 (3) 保険の目的の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類 (4) その他当社が本保険約款35条(保険金の支払時期)第1項に定める必要な事項の確認を行うに欠くことができない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの</p> <p>3.(保険契約者および記名被保険者への協力要請) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または記名被保険者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。</p> <p>4.(保険契約者または記名被保険者の協力義務等の違反) 保険契約者または記名被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または第2項もしくは前項の書類に不実の記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造した場合は、当社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。</p>	
<p>第32条(残存物および盗難品の帰属)</p> <p>1.(残存物の所有権) 当社が通貨及び預貯金証書の盗難に対する損害保険金以外の保険金を支払ったうえで、当社が保険の目的の残存物を取得する旨の意思を表示した場合、この所有権は、当社が実際に行った保険給付の保険価額に対する割合に応じて当社に移転するものとします。</p> <p>2.(回収された盗難品の取扱い) 盗取された保険の目的について、当社が保険金を支払う前にその保険の目的が回収されたときは、盗取の損害は生じなかったものとみなします。ただし、回収された保険の目的に汚損、き損が生じていた場合には、盗難による損害が発生したものとみなし、汚損、き損に対する損害を保障します。</p> <p>3.(盗難品の所有権) 盗取された保険の目的について、当社が保険金を支払ったときは、その保険の目的の所有権は当社に移転します。この場合、当社が実際に行った保険給付の保険価額に対する割合に応じて当社に移転するものとします。</p> <p>4.(被保険者による所有権の再取得) 前項の場合、被保険者等は支払いを受けた損害保険金または持出家財保険金に相当する額^{注31}を当社に支払うことでその保険の目的の所有権を取得することができます。</p>	<p>注31 持出家財保険金に相当する額を差し引いた残額とします。</p>
<p>第33条(評価人および裁定人)</p> <p>1.(保険価額または損害額に関する争いの裁定方法) 保険価額または損害の額について、当社と保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき者との間で争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。この場合において、評価人の中で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。</p> <p>2.(評価人及び裁定人の費用負担について) 当事者は自己の選定した評価人の費用^{注32}を各自負担し、その他の費用^{注33}については、半額ずつこれを負担するものとします。</p>	<p>注32 評価人の費用には評価人への報酬を含みます。</p> <p>注33 その他の費用には、裁定人に対する報酬を含みます。</p>

<p>第 34 条(代位)</p> <p>1.(第三者に対して有する権利の代位取得) 損害が生じたことにより、記名被保険者がその損害につき第三者^{注34}に対して損害賠償請求権その他の債権がある場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、次の額を限度とします。</p> <p>(1) 当社が損害の額の全部を保険金として支払った場合 記名被保険者が取得した債権の全額</p> <p>(2) 前号以外の場合 記名被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額</p> <p>2.(債権の弁済に関する順位) 前項第 2 号の場合において、当社に移転せずに記名被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。</p> <p>3.(代位に関する協力義務) 保険契約者および記名被保険者は、当社が取得する前二項の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。</p>	<p>注34 第三者には他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。</p>
<p>第 35 条(保険金の支払時期)</p> <p>1.(保険金の支払時期) 当社は、保険契約者または記名被保険者が本保険約款第 31 条(保険金の請求)の規定による手続きをした日からその日を含めて 30 日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。</p> <p>(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実</p> <p>(2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由として、この保険約款において定める事由に該当する事実の有無</p> <p>(3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(保険価額を含みます。)および事故と損害との関係</p> <p>(4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険約款において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無</p> <p>(5) 前各号の他、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者等有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項</p> <p>2.(確認必要期間) 前項の確認をするために、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、当社は保険契約者または記名被保険者が本保険約款第 31 条(保険金の請求)の規定による手続きを完了した日からその日を含めて、以下の各号に定める日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を保険契約者または記名被保険者に対して通知するものとします。</p> <p>(1) 前項第 1 号から第 4 号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180 日</p> <p>(2) 前項第 1 号から第 4 号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90 日</p> <p>(3) 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60 日</p> <p>(4) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日</p> <p>3.(保険契約者または記名被保険者の協力義務等の違反があった場合の必要期間の算定) 前二項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または記名被保険者が正当な理由無く当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、前二項の期間に算入しないものとします。</p> <p>4.(保険金の支払時期が遅延した場合の遅延利息) 当社は、第 1 項または第 2 項に規定した期日を超えて保険金を支払う場合は、その期日の翌日から法定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金を支払います。</p>	
<p>第 36 条(保険金支払後の保険契約)</p> <p>1.(全損時の取扱い) 保険金支払事由の発生により保険の目的が全て消滅した時は^{注 35}、この保険契約は、その保険金支払いの原因となった損害の発生した時に終了します。この場合には保険料の返戻は行いません。</p> <p>2.(分損時の取扱い) この保険契約の保険金額は、当社が保険金を支払った場合においても支払われた保険金額分が減額されることはありません。ただし、前項に該当する場合を除きます。</p>	<p>注35 保険の目的の消滅は、1 回の保険金支払事由の発生による損害額が保険証券記載の損害保険金額を上回るにより判定します。</p>

普通保険約款 第7章 保険契約の更新	特記事項および用語の説明
<p>第37条(保険契約の更新)</p> <p>1.(契約更新時の手続きについて)</p> <p>(1) 当社は保険証券に記載の保険期間末日の二ヵ月前までに、当社または保険募集人から保険契約の更新手続きについて保険契約者に通知します。</p> <p>(2) 保険契約者が保険契約の更新を希望する場合には、保険契約の更新手続きの通知に記載された契約内容を確認した後、変更の有無を保険募集人または当社に連絡し、所定の保険契約更新申込書に署名、捺印の上、保険募集人または当社に提出した後、保険期間の末日の前日までに保険料を払い込まなければなりません。</p> <p>(3) 当社または保険募集人は、保険契約者から保険契約更新申込書の提出を受けた際には、書面または口頭をもって、直ちに保険契約引受の可否を保険契約者に通知します。</p> <p>(4) 当社は更新契約についても、当社または保険募集人に更新申込書の到着が無い場合、または保険料の領収が無い場合、保険責任を開始しません。</p> <p>(5) 保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込む場合においては、当社は保険料領収前においても、保険責任を開始します。</p> <p>2.(契約更新時の告知について)</p> <p>(1) 保険契約を更新しようとする場合に、保険契約更新申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者は、これを当社に告げなければなりません。この場合の告知については、本保険約款第13条(告知義務)の規定を準用します。</p> <p>(2) 前項の変更を行おうとする場合、保険契約者または記名被保険者は当社または保険募集人に変更となる内容を書面により通知し手続きをとるものとします。</p> <p>3.(契約更新時の保険証券等の交付)</p> <p>この保険契約が更新された場合には、当社は、保険契約更新証^{注36}を保険契約者に交付します。</p>	<p>注36 保険契約更新証は、元の保険証券と対になり初めて有効となります。元の保険証券と共に大切に保管ください。</p>
<p>第38条(保険契約更新時における保険料の見直し)</p> <p>(1) この保険契約において、当社は当社の定めるところにより、保険契約の更新にあたり下記の取扱いを行うことがあります。</p> <p>① 経営の取支に悪化が認められる場合には、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うこと</p> <p>② 本保険契約の引受が不採算となり、継続して契約を引受けることが当社の経営維持に影響を与えると見込まれる場合の保険契約更新のお断りをする事</p> <p>なお、当社が契約の更新に関して上記①または②の取扱いを行う場合は、保険期間末日より二ヵ月前までに保険契約者に通知します。</p> <p>(2) この場合、当社は保険契約者に対して書面により通知とします。</p>	
普通保険約款 第8章 その他	特記事項および用語の説明
<p>第39条(保険期間の途中における保険料の増額または保険金の削減)</p> <p>(1) この保険契約において、保険金支払事由の集中した発生もしくは当社の予測を超えた発生が当社の経営維持に重大な影響を与えると見込まれる場合には、当社の定めるところにより保険契約の期間中において、以下の変更を行うことがあります。</p> <p>① 予定した損害率を大幅に超えて保険金支払いが集中した場合には、支払うべき保険金を削減すること</p> <p>② 予定される損害率と保険料の計算に大きな乖離がある場合には、残余期間における支払保険金の減額あるいは保険料の増額を行うこと</p> <p>なお、上記①または②の変更を行う場合には、変更日を遅滞なく保険契約者に通知します。</p> <p>(2) この場合、当社は保険契約者に対して書面により通知とします。</p>	
<p>第40条(保険金請求権および返戻金請求権の時効)</p> <p>保険金請求及び返戻金の請求についての時効は、保険契約者または記名被保険者が事故の発生または、返戻事由の発生を知った日から3年間とします。</p>	
<p>第41条(被保険者等が複数の場合の取扱い)</p> <p>1.(被保険者等の代表者)</p> <p>この保険契約について、被保険者等が2名以上であるときは、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の被保険者等を代理するものとします。</p> <p>2.(被保険者等の代表者が定まらない場合の取扱い)</p> <p>被保険者等の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、被保険者等の中の1名に対して行う当社の行為は、他の被保険者等に対しても効力を有するものとします。</p> <p>3.(保険契約上の義務)</p> <p>被保険者等が2名以上である場合には、おのおのの被保険者等は連帯してこの保険契約上の義務を負うものとします。</p>	

みらい少額短期保険株式会社

第 42 条(破産) (1) 当社が破産手続開始の決定を受けたときは、保険契約者または記名被保険者は当該保険契約を解約することができます。 (2) 保険契約者または記名被保険者が前号の規定による保険契約の解約を行わなかったときは、当該保険契約は、破産手続開始の決定の日から 3 か月を経過した日に失効します。	
第 43 条(訴訟の提起) この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。	
第 44 条(準 拠 法) この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。	

第2編 賃貸住宅入居者賠償責任保険 普通保険約款

この保険契約の趣旨	
<p>この保険契約は賃貸住宅に入居される方が、その住宅にて日常生活を営むにあたり第三者の方や貸主に対して法律上の賠償責任を負った結果、損害が発生した場合に「住宅賠償責任保険金」または「借家人賠償責任保険金」をお支払いする保険です。</p>	
普通保険約款 第1章 定義	特記事項および用語の説明
<p>第1条(用語の定義) この賃貸住宅入居者賠償責任保険普通保険約款(以下「本保険約款」といいます)において使用する用語はそれぞれ以下の定義に従うものとします。</p> <p>(1) 当会社 みらい少額短期保険株式会社をいいます。</p> <p>(2) 保険募集人 当会社より保険契約の締結に関する業務を委託された者をいいます。</p> <p>(3) 保険契約者 当会社または保険募集人にこの保険契約の申込を行い、保険料をお支払いいただく方をいいます。</p> <p>(4) 被保険者 保障の対象となる方をいいます。</p> <p>(5) 記名被保険者 被保険者のうち、保険証券の被保険者本人欄に記載された方をいいます。</p> <p>(6) 無記名被保険者 本保険約款においては記名被保険者と生計を共にする同居の親族で、保障の対象となる方をいいます。生計をともにする同居の親族の定義は本条第7号をご覧ください。</p> <p>(7) 生計を共にする同居の親族 生活費の全部または一部をともにしながら日常生活の本拠を同一にしている親族をいいます。同居していても、お互いが経済的に独立して完全に生活費を別にしてしている場合はこれに含まれません。なお、親族には、配偶者(事実婚含む)、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族が含まれます。</p> <p>(8) 記名同居人 本保険約款においては記名被保険者と借用住宅に同居しており、かつ保険証券に記名同居人として記名された方で、保障の対象となる方をいいます。</p> <p>(9) 他人 本保険約款において、「他人」とは被保険者の範囲に定められた方以外の方をさします。</p> <p>(10) 危険 損害の発生の可能性をいいます。</p> <p>(11) 責任無能力者 未成年者で自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていない場合や、精神上の傷害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある者などをさします。</p> <p>(12) 破裂または爆発 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。</p> <p>(13) 暴動 群衆等の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。</p> <p>(14) 借用住宅 記名被保険者の方が居住用として借用する建物の戸室もしくは住宅をいいます。</p> <p>(15) 貸主 前項借用住宅を被保険者に貸与している方をいいます。転貸人を含みます。</p>	

普通保険約款 第2章 保険金の支払	特記事項および用語の説明
<p>第2条 (被保険者およびその範囲)</p> <p>1.(被保険者の範囲-①住宅賠償責任保障の被保険者の範囲) (1) 住宅賠償責任保障の被保険者は、記名被保険者のほか下記の者を無記名被保険者の範囲として保障の対象とします。ただし、責任無能力者は含まないものとします。 ① 記名被保険者の配偶者(事実婚を含む) ② 記名被保険者と生計を共にする同居の親族 (2) 住宅賠償責任保障の被保険者は、記名被保険者のほか、記名同居人を含めます。</p> <p>2.(被保険者の範囲-②借家人賠償責任保障の被保険者の範囲) 借家人賠償責任保障の被保険者の範囲は記名被保険者とします。</p> <p>3.(住宅賠償責任保障における続柄の判定時期) 住宅賠償責任保障における記名被保険者と記名被保険者以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。</p> <p>4.(他の保険契約に対する被保険者の規定) (1) 記名被保険者は、当会社の他の賃貸入居者賠償責任保険の無記名被保険者として重複して保障の対象になることはできません。 (2) 無記名被保険者は、重複して当会社の他の賃貸住宅入居者賠償責任保険の無記名被保険者となることはできません。無記名被保険者が当会社の賃貸住宅入居者賠償責任保険の保険契約の記名被保険者となった場合にも、無記名被保険者の地位を喪失します。</p> <p>5.(記名被保険者の変更の取扱い) 記名被保険者として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合においても、当会社は、保険契約者または記名被保険者以外の被保険者がその事由に基づく記名被保険者の変更を当会社に申し出て、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。</p>	
<p>第3条 (保険責任の始期および終期)</p> <p>1.(保険責任の開始日) 当会社の保険責任は①保険契約の承諾日、②保険契約申込書に記載された保険契約者が希望する保険期間始期日、③保険料の領収日^{注1}のいずれか遅い日の午後4時から始まり、保険証券記載の保険期間末日(応当日)の午後4時に終わります。</p> <p>2.(保険料を口座振替にて払い込む場合の特則) 保険契約者が本保険約款第12条(保険料の払込方法)第1項第4号に定める方法にて保険料を払い込む場合には、当会社の保険責任は、①保険契約の承諾日、②保険契約申込書に記載された保険契約者が希望する保険期間始期日のいずれか遅い日の午後4時から始まり、保険証券記載の保険期間末日(応当日)の午後4時に終わります。</p>	<p>注1 保険料の払込方法により当会社が保険料領収日とみなす日が異なります。詳しくは本保険約款第12条(保険料の払込方法)第2項をご覧ください。</p>
<p>第4条 (お支払いする保険金—住宅賠償責任保障)</p> <p>当会社は記名被保険者の居住の用に供される保険証券記載の借用住宅(敷地内の動産および不動産を含む)の使用または管理に起因する偶然な事故による他人の身体の障害^{注2}または財物の滅失、き損もしくは汚損^{注3}に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この約款に従い保険金を支払います。</p>	<p>注2 身体の障害とは、傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。</p> <p>注3 財物の滅失、き損もしくは汚損を以下、「損壊」といいます。</p>
<p>第5条 (お支払いする保険金—借家人賠償責任保障)</p> <p>当会社は、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次の各号に掲げる事故により、借用住宅が損壊した場合において、被保険者が借用住宅についてその貸主に対して法律上の賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この約款に従い保険金を支払います。</p> <p>(1) 火災 (2) 破裂または爆発</p>	

<p>第6条（支払保険金の範囲）</p> <p>当社が住宅賠償責任保険金または借家人賠償責任保険金^{注4}として支払う保険金の範囲は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者が被害者^{注5}に支払うべき損害賠償金 (2) 判決により命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 (3) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用^{注6} (4) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用^{注7} (5) 被保険者が損害の発生および拡大の防止に支出した必要または有益と認められる費用^{注7}但し、当会社の他の保険契約がある場合で、その保険契約から同種の費用が支払われる場合その保険契約による支払いを優先し、重複して費用をお支払いしません。 (6) 損害の発生および拡大の防止に必要なまたは有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用。但し、当会社の他の保険契約がある場合で、その保険契約から同種の費用が支払われる場合その保険契約による支払いを優先し、重複して費用をお支払いしません。 (7) 本保険約款第30条（損害賠償責任解決の特則）の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用 (8) 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、本保険約款第29条（損害の発生）第1項第2号または本保険約款第32条（代位）第3項の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益な費用 	<p>注4 以下本保険約款にて「保険金」と記述のある場合には住宅賠償責任保険金および借家人賠償責任保険金を総称するものとします。</p> <p>注5 住宅賠償責任保険金が支払われる場合には、被保険者が損害賠償責任を負った他人となり、借家人賠償責任保険金が支払われる場合には貸主となります。</p> <p>注6 費用には弁護士報酬を含みます。</p> <p>注7 損害の発生および拡大の防止に必要な措置は本保険約款第29条（損害の発生）第1項第3号に規定します。</p>									
<p>第7条（保険金の支払額）</p> <p>当社は1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度に下記の費用をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本保険約款第6条（支払保険金の範囲）第1号から第7号までに規定する費用についてはその全額。 (2) 本保険約款第6条（支払保険金の範囲）第8号については、被保険者の負担した費用を、被保険者が他人に対して有する請求権のうち当社が取得する請求権の割合に基づいて按分した額。 										
<p>第8条（他の保険契約^{注8}がある場合の保険金の支払額）</p> <p>当社で保険金を支払うべき損害に対して、他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払うべき保険金の額が、保険金の種類毎に別表に定める支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当社は、次の各号に定める額を保険金として支払います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 他の保険契約から保険金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額 (2) 他の保険契約から保険金が支払われた場合 支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。 <p>■別表■</p> <table border="1" data-bbox="188 1467 1045 1612"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険金の種類</th> <th>支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>住宅賠償責任保険金</td> <td>1回の事故につき、1,000万円または損害の額のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>借家人賠償責任保険金</td> <td>1回の事故につき、1,000万円または損害の額のいずれか低い額</td> </tr> </tbody> </table>		保険金の種類	支払限度額	1	住宅賠償責任保険金	1回の事故につき、1,000万円または損害の額のいずれか低い額	2	借家人賠償責任保険金	1回の事故につき、1,000万円または損害の額のいずれか低い額	<p>注8 第8条において他の保険契約がある場合とは、当社を含む他の保険会社（少額短期保険事業者、特定保険業者含む）及び保険業法以外の根拠法に基づく制度共済等で同等の保障を担保する契約を締結している場合をさします。</p>
	保険金の種類	支払限度額								
1	住宅賠償責任保険金	1回の事故につき、1,000万円または損害の額のいずれか低い額								
2	借家人賠償責任保険金	1回の事故につき、1,000万円または損害の額のいずれか低い額								
<p>第9条（保険金を支払わない場合—①各保障共通事項）^{注9}</p> <p>1.（保険金を支払わない場合）</p> <p>当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、住宅賠償責任保険金および借家人賠償責任保険金を支払いません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (4) 核燃料物質^{注10}もしくは核燃料物質によって汚染された物^{注11}の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 (5) 被保険者の心神喪失または指図による損害賠償責任 	<p>注9 本条第1項第2号から第4号に該当する損害により保険契約が失効した場合の保険料の返戻は、本保険約款第25条（保険料の返戻-無効または失効、および取消の場合）をご覧ください。</p> <p>注10 核燃料物質には使用済燃料を含みます。</p> <p>注11 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。</p>									

みらい少額短期保険株式会社

<p>2. (保険金を支払わない場合-保険料領収前の事故)</p> <p>(1) 当社は、保険証券記載の保険期間が始まった後でも、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。</p> <p>(2) 前項の場合において、保険契約者は保険金支払を受ける前に保険料を一括して当会社に払い込むことで、当社は保険金を支払います。</p> <p>(3) 前号の保険料を一括して払い込まなければならない場合において、保険契約者が希望し当社が承認した場合には、保険料に相当する金額を保険金から差し引いて、保険金をお支払いするものとします。</p>	
<p>第10条 (保険金を支払わない場合-②住宅賠償責任保障に関する事項)</p> <p>当社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって生じた損害または費用に対しては、住宅賠償責任保険金を支払いません。</p> <p>(1) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>(2) 動産または不動産^{注12}が被保険者の職務の遂行を目的として所有、使用または管理される場合における損害賠償責任</p> <p>(3) 被保険者間で生じた損害賠償責任</p> <p>(4) 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。</p> <p>(5) 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任</p> <p>(6) 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任</p>	<p>注12 不動産には、住宅の一部が被保険者の職務の遂行のために所有、使用、管理される場合にはその部分を対象とします。</p>
<p>第11条 (保険金を支払わない場合-③借家人賠償責任保障に関する事項)</p> <p>1.当社は、借用住宅の改築、増築、取り壊し等の工事に起因する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。ただし、被保険者が改築、増築、取り壊し等の工事の作業を行った場合については、この限りではありません。</p> <p>2.当社は、記名被保険者が次の各号のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。</p> <p>(1) 記名被保険者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任</p> <p>(2) 記名被保険者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された借用住宅の損壊に起因する損害賠償責任</p>	
<p>普通保険約款 第3章 保険料の払込</p>	<p>特記事項および用語の説明</p>
<p>第12条(保険料の払込方法)</p> <p>1.(保険料の払込方法)</p> <p>保険料の払込方法は次の各号により行います。いずれの払込方法も一括払いとします。</p> <p>(1) 保険募集人への現金での払込</p> <p>(2) 保険募集人もしくは当会社の銀行口座への振込</p> <p>(3) 当会社への直接の払込^{注13}</p> <p>(4) 保険契約者が指定し当社が承認する金融機関等の預貯金口座からの口座振替</p> <p>(5) 当社が指定したコンビニエンスストア払込票を用いて、当社指定のコンビニエンスストアからの払込</p> <p>2.(保険料の領収日)</p> <p>前項の払込方法に対する保険料の領収日は下記のとおりとします。</p> <p>(1) 保険募集人への現金での払込の場合 払い込んだ日を保険料領収日とします。ただし、払込が午後4時を過ぎた場合には、払込のあった日の翌日を保険料領収日とみなします。</p> <p>(2) 保険募集人もしくは当会社の銀行口座への振込 口座への着金日を保険料領収日とします。</p> <p>(3) 当会社への直接の払込^{注13} 当会社への到着日を保険料領収日とします。ただし、当会社への到着が午後4時を過ぎた場合には、到着した日の翌日を保険料領収日とみなします。</p> <p>(4) 口座振替 保険証券に記載の保険料口座振替日(保険料引落日)^{注14}を保険料領収日とします。</p> <p>(5) コンビニエンスストア払込票による払込 保険契約者がコンビニエンスストアにて払い込んだ日を保険料領収日とみなします。ただし、払込が午後4時を超えた場合には、払込のあった日の翌日を保険料領収日とみなします。</p>	<p>注13 直接の払込とは保険会社に持参する場合のほか、現金書留などを含みます。</p> <p>注14 以下本保険約款において「保険料引落日」といいます。</p>

<p>第13条(口座振替による保険料の払込についての特則)</p> <p>1.(保険契約者の義務) 本保険約款第12条(保険料の払込方法)第1項第4号により保険料を口座振替によって払い込む場合には、次の各号のすべてを満たしていなければなりません。</p> <p>(1) 保険契約締結時に当社が提携する金融機関等に口座振替に使用する口座が指定されていること</p> <p>(2) この保険契約の締結と同時に口座振替依頼書の当社への提出が完了していること</p> <p>(3) 保険料引落日の前日までに保険料相当額を口座振替に使用する口座に預入していること</p> <p>2.(保険料領収日の取扱い) 保険料引落日が金融機関休業日の場合で、かつ翌営業日に引き落とされた場合には保険料引落日に引き落とされたものとみなします。</p> <p>3.(保険料引落日に保険料相当額が引き落とせなかった場合の取扱い) 保険料引落日に保険料相当額が引き落とせなかった場合、当社は、本保険約款第18条(保険契約解除の方法)に定める方法によってこの保険契約を解除することができます。</p>	
<p>普通保険約款 第4章 保険契約者・被保険者の義務 保険契約の無効・失効・解除事由等</p>	<p>特記事項および用語の説明</p>
<p>第14条(告知義務)</p> <p>1.(告知義務) 保険契約者または記名被保険者もしくはこれらの代理人は、保険契約締結の際に、当社が危険に関する事項として告知を求める下記の事項(以下「告知事項」といいます。)について事実をありのままに記入することにより当社に告知する義務があります。</p> <p>(1) 他の保険契約の有無^{注8}</p> <p>(2) 借用住宅の用途</p> <p>2.(告知義務違反による解除)^{注15} 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者もしくはこれらの代理人が告知事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合、本保険約款第18条(保険契約解除の方法)に定める方法によってこの保険契約を解除することができます。</p> <p>3.(告知義務違反を適用しない場合) 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には告知義務違反を適用しません。</p> <p>(1) 前項の、告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合</p> <p>(2) 当社が保険契約締結の際、告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または当社の過失によってこれを知らなかった場合</p> <p>(3) 保険契約者または記名被保険者が、保険金支払対象の事故によって損害が発生する前に、告知事項についての更正を書面をもって当社に申し出て、当社がこれを承認した場合^{注16}</p> <p>(4) 当社が告げなかった事実または告げた不実のことを知ったときから保険契約を解除しないで1ヵ月を経過した場合、または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合</p> <p>(5) 告げなかった事実または告げた不実のことが、当社が行う危険測定に関係のないものであった場合</p> <p>4.(告知義務違反による契約解除と保険金支払事由の発生について) 保険金支払事由が発生した後に、本条第2項の規定による解除が行われた場合、本保険約款第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除までに発生した保険金支払事由による損害については、保険金を支払いません。この場合において既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。また、告知義務違反となった事項と保険金支払事由に因果関係が無い場合で、保険金を支払っていない場合には、当社は保険金をお支払いした後に契約を解除し、保険金をお支払いしている場合には保険金の返還請求を行わず契約を解除します。</p>	<p>注15 契約が解除となった場合の保険料の返戻については、本保険約款第26条(保険料の返戻-解除の場合)をご覧ください。</p> <p>注16 更正を申し出た事実について、仮に保険契約締結の当時に当社に告げられていた場合でも当社が保険契約の締結を承諾していたと認めるものに限る、これを承認するものとします。</p>

<p>第 15 条 (通知義務)</p> <p>1.(通知義務)</p> <p>保険契約締結の後、第 1 号および第 2 号のいずれかに該当する契約条件の変更が生じる場合には、保険契約者または記名被保険者は、契約条件が変更になることを知っていた場合にはあらかじめその旨を当会社に通知しなければなりません^{注17}。また予見できない場合には、その発生を知った後遅滞なく当会社に通知しなければなりません。また第 3 号から第 8 号のいずれかに該当する契約条件の変更が生じる場合には、保険契約者または記名被保険者は遅滞なく、その旨を当会社に通知してください。</p> <p>(1) 他の保険契約の有無^{注8}</p> <p>(2) 借用住宅の用途を変更するとき</p> <p>(3) 保険契約者の改姓、改名</p> <p>(4) 記名被保険者の改姓、改名</p> <p>(5) 保険契約者と記名被保険者が異なる場合における保険契約者の住所変更</p> <p>(6) 保険証券記載の住所から転居する場合</p> <p>(7) 記名同居人に変更が生じたとき</p> <p>(8) 法人が保険契約者となって、当該法人の役員または従業員(以下「従業員等」といいます。)を記名被保険者とし、従業員等が借用住宅に居住する場合で、従業員等に変更が生じたとき</p> <p>2.(通知義務違反時の保険金の支払い)</p> <p>当会社への通知を怠った場合には、前項の事実が発生した時、または保険契約者もしくは記名被保険者が前項の事実の発生を知った時から当会社が受けるまでの間に生じた損害に対しては、保険金の支払いを留保する場合があります^{注18}。ただし、通知の遅滞について当会社が認める合理的な理由がある場合にはこの限りではありません。</p>	<p>注17 通知すべき事実がなくなった場合には、通知の必要はありません。</p> <p>注18 本保険約款第 15 条(通知義務)第 1 項第 2 号については、第 16 条(借用住宅の用途変更による解除)の規定を適用するものとします。</p>
<p>第 16 条(借用住宅の用途変更による解除)</p> <p>1.(借用住宅の用途変更による解除)</p> <p>当会社は、保険契約者または被保険者等が保険の目的を収容する借用住宅の用途を居住用から業務用(居住と業務併用を含みます。)に変更した場合には、本保険約款第 18 条(保険契約解除の方法)に定める方法によってこの保険契約を解除することができます。</p> <p>2.(借用住宅の用途変更による解除と保険金支払事由の発生について)</p> <p>保険金支払事由が発生した後に、前項の規定による解除が行われた場合であっても、前項の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険金支払事由に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社はその返還を請求することができます。</p>	
<p>第 17 条(重大事由による解除)</p> <p>1.(重大事由による解除)</p> <p>当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、本保険約款第 18 条(保険契約解除の方法)に定める方法によってこの保険契約を解除することができます。</p> <p>(1) 保険契約者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと</p> <p>(2) 被保険者等が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと</p> <p>(3) 被保険者等が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと</p> <p>(4) 前三号に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者等が、前三号の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと</p> <p>2.(重大事由による解除と保険金支払事由の発生について)</p> <p>保険金支払事由が生じた後に、前項の規定による解除が行われた場合であっても、本保険約款第 19 条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、前項各号の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険金支払事由に対しては、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社はその返還を請求する事ができます。</p>	

<p>第 18 条(保険契約解除の方法)</p> <p>(1) 保険料を口座振替によって払い込む場合で、保険料が払い込まれないことによる解除は、保険契約者にあてた書面による通知をもって行い、本保険約款第 19 条(保険契約解除の効力)の規定および解除となった日付にかかわらず、保険責任開始日まで遡り契約が解除されるものとします。</p> <p>(2) 告知義務の違反による保険契約の解除は、保険契約者にあてた書面による通知をもって行います。</p> <p>(3) 借用住宅の用途変更による解除は、保険契約者にあてた書面による通知をもって行います。</p> <p>(4) 重大事由による解除は、保険契約者にあてた書面による通知をもって行います。</p>	
<p>第 19 条 (保険契約解除の効力)</p> <p>保険契約の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。</p>	
<p>第 20 条(保険契約の無効)^{注19}</p> <p>保険契約締結の際、次の各号のいずれかに該当する事実があったときは、保険契約は無効とします。</p> <p>(1) 保険契約者、記名被保険者またはこれらの代理人が、当社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたとき</p> <p>(2) 保険契約者または代理人が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結したとき</p> <p>(3) 同一の被保険者等または同一の借用住宅に対して、既に本保険契約と同種の保険契約が当社との間で締結されている場合。この場合には、後から締結された保険契約を無効とします。</p>	<p>注19 無効とは、契約締結当初から保険契約が成立しなかったとすることをさします。なお、無効の場合の保険料の返戻については、本保険約款第 25 条(保険料の返戻-無効または失効、および取消の場合)をご覧ください。</p>
<p>第 21 条(保険契約の失効)^{注20}</p> <p>保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したときに、保険契約は失効します。</p> <p>(1) 保険証券記載の借用住宅の全部が滅失した場合</p> <p>(2) 保険証券記載の借用住宅より、他の場所へ転居した場合</p>	<p>注20 失効とは、保険契約が効力を失うことを指します。なお、失効の場合の保険料の返戻については、本保険約款第 25 条(保険料の返戻-無効または失効、および取消の場合)をご覧ください。</p>
<p>第 22 条(保険契約の取消)</p> <p>保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の代理人の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者にあてた書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。</p>	
<p>第 23 条 (保険契約者による保険契約の解約)</p> <p>保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます^{注21}。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されているときは、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ本保険契約の解約できません。</p>	<p>注21 解約の場合の保険料の返戻については、本保険約款第 27 条(保険料の返戻-保険契約者による解約の場合)をご覧ください。</p>

普通保険約款 第 5 章 保険料の返戻または請求	特記事項および用語の説明
<p>第 24 条(保険料の返戻または請求－告知事項の承認、および保険契約終了の場合)</p> <p>1.(告知事項の承認の場合) 告知事項の更正を承認する場合において保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返戻または請求します。</p> <p>2.(保険料の返戻または請求時の計算方法について) 前項により保険料の返戻または請求が発生する場合、当社は以下の各号に定める方法にて計算します。</p> <p>(1) 変更前の保険料が変更後の保険料より高いときは、保険契約者が変更の申し出を行った日以降で、当社が承認した保険契約者が希望する日を基準日とし、残余期間における変更前の保険料と変更後の保険料を計算し、その差額につき保険証券記載の保険料返戻率表に基づき保険料を返戻します。この場合の残余期間は異動日を基準に一ヵ月未満の端日数を切り捨てた整数月とします。</p> <p>(2) 変更前の保険料が変更後の保険料より低いときは、保険契約者が変更の申し出を行った日以降で、当社が承認した保険契約者が希望する日を基準日とし、残余期間に対して増額となった保険料と変更前の保険料の差額を月割りにて請求します。この場合の残余期間は変更日を基準に一ヵ月未満の端日数を切り上げた整数月とし、保険契約者は当社の指定する払込日までに保険料を払い込まなければなりません。なお、追加保険料が払い込まれない場合もしくは不足した場合には変更後の保障は開始されません。</p> <p>3.(保険契約が終了する場合の保険料の返戻) 当社は、この保険契約が終了する場合に保険期間の末日以降に対応する保険料を受領していた場合には、その払い込まれた保険料の全額を返戻します。</p>	
<p>第 25 条(保険料の返戻－無効または失効、および取消の場合)</p> <p>1.(無効の場合)</p> <p>(1) 本保険約款第 20 条(保険契約の無効)第 1 号の規定により、保険契約が無効となる場合には、当社は保険料を返戻しません。ただし、当社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたにもかかわらず、保険契約を締結した場合には、既に払い込まれた保険料の全額を返戻します。</p> <p>(2) 本保険約款第 20 条(保険契約の無効)第 2 号の規定により、保険契約が無効となる場合には、当社は保険料を返戻しません。</p> <p>(3) 本保険約款第 20 条(保険契約の無効)第 3 号の規定により、保険契約が無効となる場合には、当社は既に払い込まれた保険料の全額を返戻します。</p> <p>2.(失効の場合) 本保険約款第 21 条(保険契約の失効)の規定により、保険契約が失効となる場合には失効となった日を基準に残余期間について保険証券記載の保険料返戻率表に基づき月割りにて計算した額を返戻します。この場合の残余期間は失効日を基準に一ヵ月未満の端日数を切り捨てた整数月とします。</p> <p>3.(取消の場合) 本保険約款第 22 条(保険契約の取消)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は保険料を返戻しません。</p>	
<p>第 26 条(保険料の返戻－解除の場合)</p> <p>1.(告知義務違反による解除の場合の保険料返戻) 告知義務違反により、当社が保険契約を解除するときは、当社は、解除となった日を基準に残余期間について保険証券記載の保険料返戻率表に基づき月割りにて計算した額を返戻します。この場合の残余期間は解除日を基準に一ヵ月未満の端日数を切り捨てた整数月とします。</p> <p>2.(借用住宅の用途変更による解除の場合の保険料返戻) 本保険約款第 16 条(借用住宅の用途変更による解除)の規定により、保険契約が解除となる場合には、当社は、解除となった日付を基準に残余期間について保険証券記載の保険料返戻率表に基づき月割りにて計算した額を返戻します。この場合の残余期間は解除日を基準に一ヵ月未満の端日数を切り捨てた整数月とします。</p> <p>3.(重大事由による解除の場合の保険料返戻)</p> <p>(1) 本保険約款第 17 条(重大事由による解除)第 1 項第 1 号の規定により、保険契約が解除となる場合には、当社は保険料を返戻しません。</p> <p>(2) 本保険約款第 17 条(重大事由による解除)第 1 項第 2 号から第 4 号の規定により、保険契約が解除となる場合には、当社は、解除となった日を基準に残余期間について保険証券記載の保険料返戻率表に基づき月割りにて計算した額を返戻します。この場合の残余期間は解除日を基準に一ヵ月未満の端日数を切り捨てた整数月とします。</p>	

<p>第 27 条(保険料の返戻—保険契約者による解約の場合) 保険契約者から解約の申し出があった場合には、当社は、保険契約者が解約の申し出を行った日以降で、当社が承認した保険契約者が希望する日を基準に残余期間について保険証券記載の保険料返戻率表に基づき月割りにて計算した額を返戻します。この場合の残余期間は解約日を基準に一ヵ月未満の端日数を切り捨てた整数月とします。</p>	
<p>第 28 条(保険料を返戻する場合の返戻方法) 本保険約款の定めるところにより保険料が返戻される場合には、当社は保険契約者の指定する金融機関等の預貯金口座に直接振り込むことにより、保険料を返戻します。</p>	
<p>普通保険約款 第 6 章 損害の発生</p>	<p>特記事項および用語の説明</p>
<p>第 29 条 (損害の発生) 1.(損害発生の場合の保険契約者または記名被保険者の義務について) 保険契約者または記名被保険者は、本保険約款第 4 条(お支払いする保険金—住宅賠償責任保障)または本保険約款第 5 条(お支払いする保険金—借家人賠償責任保障)の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知ったとき、もしくは、保険契約者または記名被保険者は、本保険約款第 4 条または本保険約款第 5 条の事故が発生したことを知ったときは、次の各号の事項を行わなければなりません。 (1) 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況^{注22}およびこれらの事項の証人となる者がいるときはその住所、氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく書面を持って当社に通知すること (2) 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること (3) 損害の発生および拡大の防止に必要な措置を講ずること (4) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当社の承認を得ること^{注23} (5) 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、ただちに書面をもって当社に通知すること 2.(事故発生時の免責及び保険金の減額) 保険契約者または記名被保険者^{注24}が、当社の承認する合理的な理由がなく前項の義務に違反したときは、違反した事由により以下の各号に従い保険金を減額、もしくは支払いを留保する場合があります。 (1) 本条第1項第1号および第5号の場合には保険金の支払いを留保する場合があります。 (2) 本条第1項第2号および第3号の場合には損害の発生および拡大の防止することができたと認められる額を、差し引いて保険金の額を決定します。 (3) 本条第1項第4号の場合には、当社が、損害賠償責任がないと認めた額を差し引いて保険金の額を決定します。</p>	<p>注22 借家人賠償責任保険金の場合には、事故発生の日時、場所、借用住宅の貸主の住所および氏名、事故の状況を含みます。</p> <p>注23 住宅賠償責任保険金について、応急手当、護送、その他の緊急措置については、この規定を適用しません。</p> <p>注24 借家人賠償責任保険金の場合には保険契約者または記名被保険者をさします。</p>
<p>第 30 条 (損害賠償責任解決の特則) 1.(協力義務) 当社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。 2.(協力義務の違反) 被保険者が、正当な理由がなく前項の協力に応じない場合、または本保険約款 31 条(保険金の請求)第 2 項に定める書類に不実の記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造した場合は、当社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。</p>	
<p>第 31 条(保険金の請求) 1.(保険金の請求時期) 当社に対する保険金請求は、住宅賠償責任保険金の場合には損害賠償金の額が確定したとき、借家人賠償責任保険金の場合には損害賠償金の額が被保険者と借用住宅の貸主との間で確定したときから、これを行うことができます。 2.(保険金請求時の必要書類) 被保険者または保険金受取人が保険金の請求を行う場合には、当社が提出を求めた書類を提出しなければなりません。 (1) 保険金請求書 (2) 損害見積書 (3) その他当社が本保険約款第33条(保険金の支払時期)第1項に定める必要な事項の確認を行うに欠くことができない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの</p>	

<p>第 32 条(代位)</p> <p>1.(第三者に対して有する権利の代位取得) 損害が生じたことにより、被保険者がその損害につき第三者^{注25}に対して損害賠償請求権その他の債権がある場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、次の額を限度とします。</p> <p>(1) 当社が損害の額の全部を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額</p> <p>(2) 前号以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額</p> <p>2.(債権の弁済に関する順位) 前項第 2 号の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。</p> <p>3.(代位に関する協力義務) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する前二項の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。</p>	<p>注25 第三者には他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。</p>
<p>第 33 条(保険金の支払時期)</p> <p>1.(保険金の支払時期) 当社は、保険契約者または記名被保険者が本保険約款第 31 条(保険金の請求)の規定による手続きをした日からその日を含めて 30 日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。</p> <p>(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実</p> <p>(2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由として、この保険約款において定める事由に該当する事実の有無</p> <p>(3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害の関係</p> <p>(4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険約款において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無</p> <p>(5) 前各号の他、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項</p> <p>2.(確認必要期間) 前項の確認をするために、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、当社は保険契約者または被保険者が本保険約款第 31 条(保険金の請求)の規定による手続きを完了した日からその日を含めて、以下の各号に定める日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日まで、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終える時期を保険契約者または被保険者に対して通知するものとします。</p> <p>(1) 前項第 1 号から第 4 号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)に基づく照会、その他法令に基づく照会を含みます。) 180 日</p> <p>(2) 前項第 1 号から第 4 号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90 日</p> <p>(3) 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60 日</p> <p>(4) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日</p> <p>3.(保険契約者または記名被保険者の協力義務等の違反があった場合の必要期間の算定) 前二項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または記名被保険者が正当な理由無く当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、前二項の期間に算入しないものとします。</p> <p>4.(保険金の支払時期が遅延した場合の遅延利息) 当社は、第 1 項または第 2 項に規定した期日を超えて保険金を支払う場合は、その期日の翌日から法定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金を支払います。</p>	
<p>第 34 条 (保険金の先取特権)</p> <p>(1) 当社は、損害賠償請求権を有する被害者より、本保険約款に基づく保険金支払事由に関し、保険金を請求された場合には、被保険者にこれを優先します。</p> <p>(2) 被保険者は、前号の損害賠償請求権にかかる債務について弁済をした金額または当該損害賠償請求権を有する被害者の承諾があった金額の限定においてのみ、当社に対して保険金の請求をする権利を行使することができるものとします。</p> <p>(3) 保険金を請求する権利は、譲り渡し、質権の目的とし、または差し押さえることはできないものとします。ただし、第 1 号の損害賠償請求権を有する被害者に譲り渡し、または当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合、または、第 2 号の規定により被保険者が保険金を請求する権利を行使することができる場合には、この限りではありません。</p>	

普通保険約款 第7章 保険契約の更新	特記事項および用語の説明
<p>第 35 条 (保険契約の更新)</p> <p>1.(契約更新時の手続きについて)</p> <p>(1) 当社は保険証券に記載の保険期間末日の二ヵ月前までに、当社または保険募集人から保険契約の更新手続きについて保険契約者に通知します。</p> <p>(2) 保険契約者が保険契約の更新を希望する場合には、保険契約の更新手続きの通知に記載された契約内容を確認した後、変更の有無を保険募集人または当社に連絡し、所定の保険契約更新申込書に署名、捺印の上保険募集人または当社に提出した後、保険期間の末日の前日までに保険料を払い込まなければなりません。</p> <p>(3) 当社または保険募集人は、保険契約者から保険契約更新申込書の提出を受けた際には、書面または口頭をもって、直ちに保険契約引受の可否を保険契約者に通知します。</p> <p>(4) 当社は更新契約についても、当社または保険募集人に更新申込書の到着が無い場合、または保険料の領収が無い場合、保険責任を開始しません。</p> <p>(5) 保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込む場合においては、当社は保険料領収前においても、保険責任を開始します。</p> <p>2.(契約更新時の告知について)</p> <p>(1) 保険契約を更新しようとする場合に、保険契約更新申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または記名被保険者は、これを当社に告げなければなりません。この場合の告知については、本保険約款第14条(告知義務)の規定を準用します。</p> <p>(2) 前項の変更を行おうとする場合、保険契約者または記名被保険者は当社または保険募集人に変更となる内容を書面により通知し手続きをとるものとします。</p> <p>3.(契約更新時の保険証券等の送付)</p> <p>この保険契約が更新された場合には、当社は、保険契約更新証^{注26}を保険契約者に交付します。</p>	<p>注26 保険契約更新証は、元の保険証券と対になり初めて有効となります。元の保険証券と共に大切に保管ください。</p>
<p>第 36 条(保険契約更新時における保険料の見直し)</p> <p>(1) この保険契約において、当社は当社の定めるところにより、保険契約の更新にあたり下記の取扱いを行うことがあります。</p> <p>① 経営の収支に悪化が認められる場合には、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うこと</p> <p>② 本保険契約の引受が不採算となり、継続して契約を引受けることが当社の経営維持に影響を与えると見込まれた場合に保険契約更新をお断りすること</p> <p>なお、当社が契約の更新に関して上記①または②の取扱いを行う場合は、保険期間末日より二ヵ月前までに保険契約者に通知します。</p> <p>(2) この場合、当社は保険契約者に対して書面により通知します。</p>	
普通保険約款 第8章 その他	特記事項および用語の説明
<p>第 37 条(保険期間の途中における保険料の増額または保険金の削減)</p> <p>(1) この保険契約において、保険金支払事由の集中した発生もしくは当社の予測を超えた発生が当社の経営維持に重大な影響を与えると見込まれる場合には、当社の定めるところにより保険契約の期間中において、以下の変更を行うことがあります。</p> <p>① 予定した損害率を大幅に超えて保険金支払いが集中した場合には、支払うべき保険金を削減すること</p> <p>② 予定される損害率と保険料の計算に大きな乖離がある場合には、残余期間における支払保険金の減額あるいは保険料の増額を行うこと</p> <p>なお、上記①または②の変更を行う場合には、変更日を遅滞なく保険契約者に通知します。</p> <p>(2) この場合、当社は保険契約者に対して書面により通知します。</p>	
<p>第 38 条(保険金請求権および返戻金請求権の時効)</p> <p>保険金請求及び返戻金の請求についての時効は、保険契約者または記名被保険者が事故の発生または、返戻事由の発生を知った日から3年間とします。</p>	

みらい少額短期保険株式会社

<p>第 39 条(被保険者が複数の場合の取扱い)</p> <p>1.(被保険者の代表者) この保険契約について、被保険者が 2 名以上であるときは、当社は、代表者 1 名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の被保険者を代理するものとします。</p> <p>2.(被保険者の代表者が定まらない場合の取扱い) 被保険者の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、被保険者の中の 1 名に対して行う当社の行為は、他の被保険者に対しても効力を有するものとします。</p> <p>3.(保険契約上の義務) 被保険者が 2 名以上である場合には、おのおの被保険者は連帯してこの保険契約上の義務を負うものとします。</p>	
<p>第 40 条(破産)</p> <p>(1) 当社が破産手続開始の決定を受けたときは、保険契約者または記名被保険者は当該保険契約を解約することができます。</p> <p>(2) 保険契約者または記名被保険者が前号の規定による保険契約の解約を行わなかったときは、当該保険契約は、破産手続開始の決定の日から 3 か月を経過した日に失効します。</p>	
<p>第 41 条(訴訟の提起)</p> <p>この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。</p>	
<p>第 42 条(準 拠 法)</p> <p>この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。</p>	

保険料分割払特約条項(少額短期家財保険・賃貸住宅入居者賠償責任保険共通)	特記事項および用語の説明
<p>第1条 (保険料の分割払) 保険契約者は、この特約により、少額短期家財保険普通保険約款および賃貸住宅入居者賠償責任保険普通保険約款^{注1}の一括払保険料^{注2}を月単位に分割した保険料^{注3}として保険証券記載の回数に分割して払い込むことができます。</p>	<p>注1 以下「普通保険約款」といいます。 注2 一括払保険料とは、この保険契約に定められた総保険料をいいます。 注3 以下「分割保険料」といいます。</p>
<p>第2条 (分割保険料の払込について) 1. (分割保険料の払込方法について) 分割保険料は、下記のいずれかの方法にて当会社に払い込むことができるものとします^{注4}。 (1) 保険募集人への現金での払込 (2) 保険募集人もしくは当会社の銀行口座への振込 (3) 当会社への直接の払込 (4) 保険契約者が指定し当社が承認する金融機関等の預貯金口座からの口座振替 (5) 当社が指定したコンビニエンスストア払込票を用いて、当社指定のコンビニエンスストアからの払込 2. (初回保険料の払込について) (1) 前項第1号から第3号および第5号の方法にて保険料を払い込む場合、保険契約者は初回保険料として一ヵ月分を保険責任開始日の前日までに払い込むものとします。 (2) 前項第4号(口座振替による払込)の場合で、初回保険料を口座振替以外の方法で払い込む場合においては、保険契約者は初回保険料として二ヵ月分を保険責任開始日の前日までに払い込むものとします。ただし、更新契約の場合はこの限りではありません。 (3) 初回保険料より前項第4号(口座振替による払込)にて払い込む場合には、保険契約者は初回保険料として一ヶ月分を当社が定める期日(初回保険料払込期日)までに払い込むものとします。 3. (二回目以降の分割保険料の払込期限について) (1) 本条第2項第1号の方法にて初回保険料を払い込む場合の二回目以降の分割保険料は保険責任の開始日の属する月の翌月以降、毎月の責任開始当日の前日を払込期限とし、保険契約者は毎月の払込期限までに分割保険料を払い込むものとします。 (2) 本条第2項第2号の方法にて初回保険料を払い込む場合の二回目以降の分割保険料は、保険責任開始日の属する月の翌々月以降、保険証券に記載の毎月の保険料口座振替日(保険料引落日)を払込期限とし、保険契約者は保険契約者が指定し当社が承認する金融機関等の預貯金口座からの口座振替にて分割保険料を払い込むものとします。当社は分割保険料相当額が指定預貯金口座から口座振替が行われた時点をもって保険料の領収とみなします。 (3) 本条第2項第3号の方法にて初回保険料を払い込む場合の二回目以降の分割保険料は、保険責任開始日の属する月の翌月以降、保険証券に記載の毎月の保険料口座振替日(保険料引落日)を払込期限とし、保険契約者は保険契約者が指定し当社が承認する金融機関等の預貯金口座からの口座振替にて分割保険料を払い込むものとします。当社は分割保険料相当額が指定預貯金口座から口座振替が行われた時点をもって保険料の領収とみなします。 4. (口座振替による払込の場合の特則) 保険料口座振替日(保険料引落日)に口座振替ができなかった場合、保険契約者が希望し当社が承認した場合に限り、分割保険料を口座振替以外の方法にて払い込むことができます。</p>	<p>注4 保険期間中に分割保険料の払込方法を変更することはできません。</p>
<p>第3条 (保険料の払込と保険責任の開始について) 1. (初回保険料を口座振替以外の方法で払い込む場合) 当社の保険責任は①保険契約の承諾日、②保険契約申込書に記載された保険契約者が希望する保険期間始期日、③初回保険料が払い込まれた日のいずれか遅い日の午後4時から始まり、保険証券記載の保険期間末日(応当日)の午後4時に終わります。 2. (初回保険料を口座振替の方法で払い込む場合) 当社の保険責任は①保険契約の承諾日、②保険契約申込書に記載された契約者の希望する保険期間始期日のいずれか遅い日の午後4時から始まり、保険証券記載の保険期間末日(応当日)の午後4時に終わります。</p>	

<p>第4条（分割保険料の払込猶予期間）</p> <p>1.(口座振替以外の払込による、二回目以降の分割保険料払込猶予期間)</p> <p>(1) 口座振替以外の方法にて分割保険料を払い込む場合で、二回目以降の分割保険料の払込が無かった場合、払込の無かった月の払込期限(保険責任開始応当日の前日)から翌月末日までを分割保険料払込猶予期間とします。</p> <p>(2) 分割保険料の払込が無かった場合、当会社は二ヵ月分の分割保険料を払込の無かった月の翌月末日までに保険契約者に請求します^{注5}。なお、この場合において一ヵ月分の分割保険料のみが払い込まれた場合には、新たに猶予期間が開始されますが、契約については以下の取扱いを行います。</p> <p>① 保険期間中に保険金支払事由が発生した場合、当会社は未払込保険料を請求します。その場合、保険契約者の求めに応じて、支払うべき保険金から未払込保険料相当額を差し引いて保険金をお支払いします。</p> <p>② 保険期間中に保険金支払事由が発生しなかった場合、保険契約者は保険期間末日までに未払込保険料を払い込まなければなりません。保険期間末日までに未払込保険料の払込がない場合、当会社は保険契約を更新しません。</p> <p>2.(口座振替による払込の場合の、二回目以降の分割保険料払込猶予期間)</p> <p>(1) 口座振替にて分割保険料を払い込む場合で、二回目以降の分割保険料の払込が無かった場合、払込の無かった月の払込期限(保険証券記載の保険料口座引落日)から翌月末日までを分割保険料払込猶予期間とします。</p> <p>(2) 分割保険料の払込が無かった場合、当会社は翌月の保険料口座引落日に二ヵ月分の分割保険料を口座振替します^{注5}。</p> <p>(3) 併徴保険料が口座振替することができなかつた場合には、当該保険料振替日の属する月の末日までに口座振替以外の方法で当会社に分割保険料を払い込むものとしします。なお、この場合において一ヵ月分の分割保険料のみが払い込まれた場合には、新たに猶予期間が開始されますが、契約については以下の取扱いを行います。</p> <p>① 保険期間中に保険金支払事由が発生した場合、当会社は未払込保険料を請求します。その場合、保険契約者の求めに応じて、支払うべき保険金から未払込保険料相当額を差し引いて保険金をお支払いします。</p> <p>② 保険期間中に保険金支払事由が発生しなかった場合、保険契約者は保険期間末日までに未払込保険料を払い込まなければなりません。保険期間末日までに未払込保険料の払込がない場合、当会社は保険契約を更新しません。</p> <p>3.(分割保険料未払込の場合の保険契約の失効)</p> <p>保険料の払込方法に係らず、払込期限までに分割保険料の払込が無かった場合には、最初に払込の無かった月の払込期限の翌日午後4時をもって保険契約は失効します。</p>	<p>注5 このことを併徴といいます。以下払込期限までに払い込む二ヵ月分の保険料を「併徴保険料」といいます。</p>
<p>第5条（分割保険料の払込と保険金支払について）</p> <p>1.(初回保険料の払込と保険金の支払いについて)</p> <p>(1) 当会社は、保険証券記載の保険期間が始まった後でも、初回保険料領収前に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。</p> <p>(2) 前号の場合において、保険契約者は保険金支払を受ける前に初回保険料を当会社に払い込むことで、当会社は保険金を支払います。</p> <p>(3) 前号の初回保険料を払い込まなければならない場合において、保険契約者が希望し当会社が承認した場合には、初回保険料に相当する金額を保険金から差し引いて、保険金をお支払いするものとしします。</p> <p>2.(分割保険料の払込と保険金の支払いについて)</p> <p>分割保険料の払込を完了する前に保険金支払事由が発生し、その結果保険の目的が消滅し保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険期間末日までの未払込分割保険料^{注6}を一括して払い込まなければなりません。</p> <p>3.(保険料払込猶予期間中に発生した保険金支払事由と保険料の払込について)</p> <p>(1) 保険期間中に分割保険料の払込が無い場合で、本特約条項第4条第1項第1号および第2項第1号に定められた保険料払込猶予期間内に保険金支払事由が発生した場合、保険契約者は直ちに併徴保険料を払いこまなければならないが、当会社は併徴保険料の払込が確認できない場合、保険金のお支払いを留保する場合があります。</p> <p>(2) 保険料払込猶予期間内に発生した保険金支払事由により保険の目的が消滅し、保険契約が終了する場合には、前号の規定にかかわらず、保険契約者は前項に定められた未払込分割保険料を一括して払い込むものとしします。</p> <p>4.(保険金から未払込分割保険料を差し引いてお支払いする場合について)</p> <p>前三項の規定により、未払込分割保険料を一括して払い込まなければならない場合において、保険契約者が希望し当会社が承認した場合には、未払込分割保険料の合計額に相当する金額をお支払いする保険金から差し引いて保険金をお支払いするものとしします。</p>	<p>注6 以下本特約条項にて「未払込分割保険料」と記載のある場合には、保険期間末日までに保険契約者が払い込まなければならない未払込分割保険料を指すものとしします。</p>

<p>第6条（保険料を一括して払い込まなければならない場合）</p> <p>1.（普通保険約款の規定による追加保険料の払込） 当社がこの特約条項が付帯された少額短期家財保険普通保険約款第25条（保険料の返戻または請求-告知事項の承認、保険金額の調整および保険契約終了の場合）第1項または第2項第3号および賃貸住宅入居者賠償責任保険普通保険約款第24条（保険料の返戻または請求-告知事項の承認、および保険契約終了の場合）第1項の規定による追加保険料を請求したときは、保険契約者は追加保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者が希望し、当社が承認した場合には、未経過期間に対応する分割保険料に追加保険料を未経過月数で分割した金額を分割保険料に上乗せして、当社に払い込むことができます。</p> <p>2.（前号に定めた追加保険料の払込を怠った場合） 保険契約者が前項の追加保険料の払込を怠ったときは、当社は、変更後の保障を開始しません。</p>	
<p>第7条（保険料の返戻について）</p> <p>1.（保険契約者からの申し出による解約の場合の保険料の返戻） 保険契約者が解約の申し出を行った日以降で、当社が承認した保険契約者が希望する日（解約日）がその直前に払い込まれた分割保険料に対応する保険期間の開始応当日より前である場合、払い込まれた分割保険料を返戻します。</p> <p>2.（保険契約者からの告知事項の更正と保険金額の調整に伴う保険料の返戻） 告知事項の更正と保険金額の調整により保険金額の変動があった場合において、契約変更後の保険料が変更前の保険料より低い場合には保険料を返戻する。その際の返戻方法については、翌月もしくは翌々月の分割保険料より控除して返戻するものとする。</p> <p>3.（普通保険約款に定められた規定による保険契約解除の場合） この特約条項が付帯された少額短期家財保険普通保険約款第13条（告知義務）第2項、第15条（借用住宅の用途変更による解除）第1項または、第17条（重大事由による解除）第1項第2号から第4号、および賃貸住宅入居者賠償責任保険普通保険約款第14条（告知義務）第2項、第16条（借用住宅の用途変更による解除）第1項または第17条（重大事由による解除）第1項第2号から第4号に定められた規定により本保険契約が解除となる場合、解除となった日とその直前に払い込まれた分割保険料に対応する保険期間の開始応当日より前である場合、払い込まれた分割保険料を返戻します。ただし、少額短期家財保険普通保険約款第17条（重大事由による解除）第1項第1号および賃貸住宅入居者賠償責任保険普通保険約款第17条（重大事由による解除）第1項第1号の規定による解除となる場合には、払い込まれた分割保険料を返戻しません。</p> <p>4.（普通保険約款に定められた規定による保険契約無効の場合） この特約条項が付帯された少額短期家財保険普通保険約款第21条（保険契約の無効）第3号、および賃貸住宅入居者賠償責任保険普通保険約款第20条（保険契約の無効）第3号の規定により保険契約が無効となる場合には、払い込まれた分割保険料は全額返戻します。ただし、少額短期家財保険普通保険約款第21条（保険契約の無効）第1号または第2号、および賃貸住宅入居者賠償責任保険普通保険約款第20条（保険契約の無効）第1号または第2号の規定により保険契約が無効となる場合には、払い込まれた分割保険料は返戻しません。</p> <p>5.（普通保険約款に定められた規定による保険契約失効の場合） この特約条項が付帯された少額短期家財保険普通保険約款第22条（保険契約の失効）および賃貸住宅入居者賠償責任保険第21条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効となる場合^{注7}には、失効となった日とその直前に払い込まれた分割保険料に対応する保険期間の開始応当日より前である場合、払い込まれた分割保険料を返戻します。</p> <p>6.（普通保険約款に定められた規定による保険契約取消の場合） この特約条項が付帯された少額短期家財保険普通保険約款第23条（保険契約の取消）および賃貸住宅入居者賠償責任保険第22条（保険契約の取消）の規定により保険契約が失効となる場合には、払い込まれた分割保険料を返戻しません。</p>	<p>注7 本特約条項第4条（分割保険料の払込猶予期間）第3項による失効の場合は該当しません。</p>
<p>第8条（準用規定）</p> <p>この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款^{注1}の規定を準用します。</p>	

保険料クレジットカード支払特約条項(少額短期家財保険・賃貸住宅入居者賠償責任保険共通)	特記事項および用語の説明
<p>第1条 (クレジットカードによる保険料支払)</p> <p>1.(クレジットカードによる保険料支払) 保険契約者は、この特約により、少額短期家財保険普通保険約款および賃貸住宅入居者賠償責任保険普通保険約款^{注1}の一括払保険料^{注2}を当会社の指定するクレジットカード^{注3}により、一括払いもしくは一括払保険料を月単位に分割した保険料^{注4}として保険証券記載の回数に分割して払い込むことができます。</p> <p>2.(クレジットカードの会員資格) 前項の保険契約者はクレジットカード発行会社^{注5}との間で締結した会員規約等^{注6}に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた方に限ります。</p>	<p>注1 以下「普通保険約款」といいます。 注2 一括払保険料とは、この保険契約に定められた総保険料をいいます。 注3 以下「クレジットカード」といいます。 注4 以下「分割保険料」といいます。 注5 以下「カード会社」といいます。 注6 以下「会員規約等」といいます。</p>
<p>第2条 (クレジットカードによる保険料の払込について)</p> <p>1.(クレジットカードの有効性) 保険契約者からクレジットカードによる保険料の払込の申し出があった場合には、当会社は、カード会社へクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の支払を承認した日^{注7}を保険料領収日とみなします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(1) 会員規約等に定める手続きによってクレジットカードが使用されない場合 (2) 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、かつ、カード会社に保険料相当額が既に払い込まれている場合を除きます。</p>	<p>注7 以下「承認日」といいます。</p>
<p>第3条 (カード会社から一括払保険料または初回保険料相当額を領収できない場合)</p> <p>1.(カード会社から保険料相当額を領収できない場合) 当社がカード会社から一括払保険料相当額または分割払の場合の初回保険料相当額を領収できない場合には、当会社は保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、会員規約等に従ってカード会社に保険料が既に払い込まれているときは、当会社はその払い込まれた保険料について保険契約者に請求できないものとします。</p> <p>2.(保険料の直接請求) 当社が前項の規定により保険料を請求し、保険契約者が遅滞なく当該保険料を支払った場合は、当社は、承認日に遡って当該保険料を領収したものとみなします。</p> <p>3.(請求保険料不払い時の解除) 当社が第1項の規定により保険契約者に保険料を請求し、保険契約者が当社に対し、当該保険料を遅滞なく払い込まなかった場合には、当社は、保険契約者にあてた書面による通知をもって、保険契約を解除することができます。</p> <p>4.(請求保険料不払い時の解除の効力) 前項の規定による解除は、少額短期家財保険普通保険約款第16条(保険契約解除の効力)および賃貸住宅入居者賠償責任保険普通保険約款第17条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、保険契約の初日に遡ってその効力を生じます。</p>	
<p>第4条 (分割払の二回目以降保険料の払込について)</p> <p>1.(カード会社から保険料相当額を領収できない場合) 分割保険料の二回目以降の払込について、当社が保険証券記載の当該分割保険料の払込期日^{注8}までに第2条(クレジットカードによる保険料の払込について)に規定する承認を行わなかった場合、または当社がカード会社から分割保険料相当額を領収できない場合には、当会社は保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。</p> <p>2.(保険料の直接請求) 当社が前項の規定により保険料を請求し、保険契約者が遅滞なく当該保険料を支払った場合は、当社は、承認日に遡って当該保険料を領収したものとみなします。</p> <p>3.(請求保険料不払い時の取扱) 当社が第1項の規定により保険契約者に保険料を請求し、保険契約者が当社に対し、当該保険料を遅滞なく払い込まなかった場合には、払込期日の翌日午後4時をもって保険契約は失効します。</p>	<p>注8 以下「払込期日」といいます。</p>

<p>第5条（分割保険料の払込と保険金支払について）</p> <p>1.（初回保険料の払込と保険金の支払について） 当社は、保険証券記載の保険期間が始まった後でも、初回保険料領収前に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。</p> <p>2.（分割保険料の払込と保険金の支払について） 分割保険料の払込を完了する前に保険金支払事由が発生し、その結果保険の目的が消滅し保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険期間末日までの未払込分割保険料^{注9}を一括して払い込まなければなりません。</p> <p>3.（保険金から未払込分割保険料を差し引いてお支払いする場合について） 前二項の規定により、未払込分割保険料を一括して払い込まなければならない場合において、保険契約者が希望し当社が承認した場合には、未払込分割保険料の合計額に相当する金額をお支払いする保険金から差し引いて、保険金をお支払いするものとします。</p>	<p>注9 以下本特約条項にて「未払込分割保険料」と記載のある場合には、保険期間末日までに保険契約者が払い込まなければならない未払込分割保険料を指すものとします。</p>
<p>第6条（分割払の場合の保険料を一括して払い込まなければならない場合）</p> <p>1.（普通保険約款の規定による追加保険料の払込） 当社がこの特約条項が付帯された少額短期家財保険普通保険約款第25条（保険料の返戻または請求-告知事項の承認、保険金額の調整および保険契約終了の場合）第1項または第2項第3号および賃貸住宅入居者賠償責任保険普通保険約款第24条（保険料の返戻または請求-告知事項の承認、および保険契約終了の場合）第1項の規定に基づき追加保険料を請求したときは、保険契約者は追加保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者が希望し、当社が承認した場合には、未経過期間に対応する分割保険料に追加保険料を未経過月数で分割した金額を分割保険料に上乗せして、当社に払い込むことができます。</p> <p>2.（前項に定めた追加保険料の払込を怠った場合） 保険契約者が前項の追加保険料の払込を怠ったときは、当社は、変更後の保障を開始しません。</p>	
<p>第7条（分割払の場合の保険料の返戻について）</p> <p>1.（保険契約者からの申し出による解約の場合の保険料の返戻） 保険契約者が解約の申し出を行った日以降で、当社が承認した保険契約者が希望する日（解約日）がその直前に払い込まれた分割保険料に対応する保険期間の開始応当日より前である場合、払い込まれた分割保険料を返戻します。</p> <p>2.（保険契約者からの告知事項の更正と保険金額の調整の承認に伴う保険料の返戻） 告知事項の更正と保険金額の調整により保険金額の変動があった場合において、契約変更後の保険料が変更前の保険料より低い場合には保険料を返戻する。その際の返戻方法については、翌月もしくは翌々月の分割保険料より控除して返戻するものとする。</p> <p>3.（普通保険約款に定められた規定による保険契約解除の場合） この特約条項が付帯された少額短期家財保険普通保険約款第13条（告知義務）第2項、第15条（借用住宅の用途変更による解除）第1項または、第17条（重大事由による解除）第1項第2号から第4号、および賃貸住宅入居者賠償責任保険普通保険約款第14条（告知義務）第2項、第16条（借用住宅の用途変更による解除）第1項または第17条（重大事由による解除）第1項第2号から第4号に定められた規定によりこの保険契約が解除となる場合、解除となった日がその直前に払い込まれた分割保険料に対応する保険期間の開始応当日より前である場合、払い込まれた分割保険料を返戻します。ただし、少額短期家財保険普通保険約款第17条（重大事由による解除）第1項第1号および賃貸住宅入居者賠償責任保険普通保険約款第17条（重大事由による解除）第1項第1号の規定による解除となる場合には、払い込まれた分割保険料を返戻しません。</p> <p>4.（普通保険約款に定められた規定による保険契約無効の場合） この特約条項が付帯された少額短期家財保険普通保険約款第21条（保険契約の無効）第3号および賃貸住宅入居者賠償責任保険普通保険約款第20条（保険契約の無効）第3号の規定により保険契約が無効となる場合には、払い込まれた分割保険料は全額返戻します。ただし、少額短期家財保険普通保険約款第21条（保険契約の無効）第1号または第2号、および賃貸住宅入居者賠償責任保険普通保険約款第20条（保険契約の無効）第1号または第2号の規定により保険契約が無効となる場合には、払い込まれた分割保険料は返戻しません。</p> <p>5.（普通保険約款に定められた規定による保険契約失効の場合） この特約条項が付帯された少額短期家財保険普通保険約款第22条（保険契約の失効）および賃貸住宅入居者賠償責任保険第21条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効となる場合^{注10}には、失効となった日がその直前に払い込まれた分割保険料に対応する保険期間の開始応当日より前である場合、払い込まれた分割保険料を返戻します。</p> <p>6.（普通保険約款に定められた規定による保険契約取消の場合） この特約条項が付帯された少額短期家財保険普通保険約款第23条（保険契約の取消）および賃貸住宅入居者賠償責任保険第22条（保険契約の取消）の規定により保険契約が取消となる場合には、払い込まれた分割保険料を返戻しません。</p>	<p>注10 本特約条項第4条（分割保険料の払い込み猶予期間）第3項による失効の場合は該当しません。</p>

<p>第8条（保険料返戻の特則）</p> <p>当社が、この保険契約について保険料を返戻する場合には、当社はカード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返戻します。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、カード会社からの保険料相当額の領収前であっても保険料を返戻します。</p> <p>(1) 保険契約者が会員規約等に定める手続きによってクレジットカードを使用し、カード会社に対して保険料相当額を既に支払っている場合</p> <p>(2) 本特約条項第3条第2項の規定により保険契約者が保険料を当社に直接払い込んだ場合</p> <p>(3) 本特約条項第4条第2項の規定により保険契約者が保険料を当社に直接払い込んだ場合</p>	
<p>第9条（準用規定）</p> <p>この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。</p>	